池田町地域防災計画

新旧対照表

（令和６年 10 月修正）

目　次

総則編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

風水害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

　第２章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

　第３章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

震災対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

　第２章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

その他

雪害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

火山災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

池田町地域防災計画

総則編

（令和６年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　計画の策定方針 **５　長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等** 長野県強靭化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法」第13条に基づき策定されている。このため、長野県の国土強靭化に関する部分については、長野県強靭化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、基本目標である １　あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる ２　負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する ３　必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する ４　ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる ５　流通・経済活動を停滞させない ６　被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 **第２章　防災の基本理念及び施策の概要** １　防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。 特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう、対策の一層の充実を図る。 （２）　迅速かつ円滑な災害応急対策 イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。	**第１章　計画の策定方針** **５　長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等** 長野県強靭化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法」第 13 条に基づき策定されている。このため、長野県の国土強靭化に関する部分については、長野県強靭化計画の総合目標「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」を基本とし、基本目標である １　人命の保護が最大限図られること ２　負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること ３　必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること ４　必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること ５　流通・経済活動が停滞しないこと ６　二次的な被害を発生させないこと ７　被災した方々の生活が元の暮らしに迅速に戻れること を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 **第２章　防災の基本理念及び施策の概要** １　防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。 特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう、対策の一層の充実を図る。 （２）　迅速かつ円滑な災害応急対策 イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。	国及び県の地域防災計画に合わせて修正

（ケ）　新型インフルエンザ等感染症の発生を考慮し、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型インフルエンザウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	（ケ）　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
第３章　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	**第３章　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱**	
第１　実施責任 ３　長野県 県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。	**第１　実施責任** ３　長野県 県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。	国及び県の地域防災計画に合わせて修正
第２　処理すべき事務又は業務の大綱 ３　長野県 （２）　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 （７）　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 （８）　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 （９）　自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。	**第２　処理すべき事務又は業務の大綱** ３　長野県 （２）　防災施設の新設、改良等整備に関すること。 （７）　防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 （８）　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 （９）　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 （10）　自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。	
５　指定行政機関	５　指定行政機関	
機関の名称 ／ 処理すべき事務又は業務の大綱 (1)関東管区警察局 ／ ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ　災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 (2)関東財務局（長野財務事務所） ／ ア　地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 イ　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。	機関の名称 ／ 処理すべき事務又は業務の大綱 (1)関東財務局（長野財務事務所） ／ ア　地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 イ　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。	機関の追加

	(3)関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。		(2)関東農政局 （長野県拠点）	ア　災害予防対策 （ア）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 （イ）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ　応急対策 （ア）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （イ）災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （ウ）災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 （エ）災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （オ）土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ　復旧対策 （ア）災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （イ）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。		国及び県の地域防災計画に合わせて修正
	(4)関東農政局 （長野県拠点）	ア　災害予防対策 （ア）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 （イ）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ　応急対策 （ア）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （イ）災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （ウ）災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 （エ）災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （オ）土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ　復旧対策 （ア）災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （イ）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。		(3)関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。		
	(5)中部森林管理局 （中信森林管理署）	ア　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　災害応急対策用材の供給に関すること。		(4)中部森林管理局 （中信森林管理署）	ア　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　災害応急対策用材の供給に関すること。		
	(6)関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関 すること。 イ　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。		(5)信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。		機関の追加
	(7)中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。		(6)東京管区気象台 （長野地方気象台）	ア　気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ　気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備		

	(8)関東東北産業保安 監督部	ア　火薬類、高圧ガス､液化石油ガス､ガスなど危険物等の保安に関 すること。 イ　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
	(9)中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること。
	(10)北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並び に船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
	(11)東京航空局 （東京空港事務所 松本空港出張所）	ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するため に必要な措置に関すること。 イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
	(12)東京管区気象台 （長野地方気象台）	ア　気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ　気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	(13)信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
	(14)長野労働局 （大町労働基準監督署）	ア　事業場における産業災害の防止に関すること。 イ　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
	(15)関東地方整備局 長野国道事務所（松本国道出張所、信州新町出張所） 北陸地方整備局 松本防事務所（高瀬川出張所） 大町ダム管理所 中部地方整備局	ア　災害予防 （ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ウ）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ　応急・復旧 （ア）応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 （イ）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （ウ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （エ）所管施設の緊急点検の実施

		エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 カ　地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 キ　地震防災知識の普及に関すること。 ク　地震災害防止のための統計調査に関すること。
	(7)長野労働局 （大町労働基準監督署）	ア　事業場における産業災害の防止に関すること。 イ　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
	(8)北陸地方整備局 松本砂防事務所 （高瀬川出張所）	土砂災害防止法に基づく緊急調査に関すること。
	(9)北陸地方整備局 大町ダム管理所	国土交通省管理河川の災害対策に関すること。
	(10)関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所、 信州新町出張所）	ア　災害予防 （ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ウ）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ　応急・復旧 （ア）応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 （イ）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （ウ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （エ）所管施設の緊急点検の実施 （オ）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
	(11)中部地方環境事務所	ア　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
	(12)関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ　地殻変動の監視に関すること。

機関の追加

	（オ）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16)中部地方環境事務所	ア　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17)関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
(18)第九管区 海上保安本部	災害時における救助及び援助に関すること。

７　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)日本郵便㈱信越支社 （池田郵便局、会染郵便局、穂高郵便局）	ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2)ＪＲ会社	(東日本旅客鉄道㈱(長野支社)、東海旅客鉄道㈱(東海鉄道事業本 部)、西日本旅客鉄道㈱(金沢支社)) ア　鉄道施設の防災に関すること。 イ　災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)日本貨物鉄道㈱ （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関す ること。
(4) 電気通信事業者	（東日本電信電話㈱長野支店（松本営業支店）、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱） ア　電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5)日本銀行 （松本支店）	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
(7)国立病院機構 （関東信越ﾌﾞﾛｯｸ）	医療、助産等救助、救護に関すること。
(7)日本赤十字社長野県支部	ア　医療、助産等救助、救護に関すること。 イ　地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ　義援金の募集に関すること。
(8)日本放送協会 長野放送局（松本支局）	災害情報等広報に関すること。
(9)日本通運㈱ （大町支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。

機関の追加

７　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)日本郵便㈱信越支社 （池田郵便局、会染郵便局、穂高郵便局）	ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2)東日本電信電話㈱長野支店（松本営業支店）、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱	ア　電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(3)日本銀行 （松本支店）	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
(4)日本赤十字社長野県支部	ア　医療、助産等救助、救護に関すること。 イ　地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ　義援金の募集に関すること。
(5)日本放送協会長野放送局 （松本支局）	災害情報等広報に関すること。
(6)日本通運㈱ （大町支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(7)中部電力パワーグリッド㈱長野支社安曇野営業所 （大町サービスステーション） 東京電力パワーグリッド㈱ （松本電力所高瀬川総合制御所）	ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。 ウ　ダムの操作等防災に関すること。

機関の追加

(10) 電力会社	（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱長野支社安曇野営業所（大町サービスステーション）、東京電力パワーグリッド㈱（松本電力所高瀬川総合制御所）） ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。
(11)独立行政法人水資源機構 (愛知用水総合事業部 牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(12)東日本高速道路㈱ 中日本高速道路㈱	(東日本高速道路㈱) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野ＩＣ～更埴ＪＣＴ)、中部 横断自動車道(佐久小諸ＪＣＴ～小諸御影ＴＢ)の防災に関するこ と。 (中日本高速道路㈱) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷ＪＣＴ～安曇野ＩＣ)、安房峠 道路の防災に関すること。

８　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区 （池田町土地改良区）	ア　ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ　排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2)ガス会社	ア　ガス施設の保全、保安に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
(3)鉄道会社	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協 力に関すること。
(4)路線バス会社	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5)貨物自動車運送事業者 （公社）長野県トラック協会（中信地区輸送協議会）	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6)放送事業者	（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、あづみ野エフエム放送㈱、あづみ野テレビ㈱） 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7)長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8)医師会、歯科医師会、看護協会	（(一社）大北医師会、(一社）大北歯科医師会、(公社）長野県看護協会） 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9)薬剤師会 （大北薬剤師会）	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10)(一社)長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。

８　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)池田町土地改良区	ア　ダム又は水門の防災に関すること。 イ　排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2)（公社）長野県トラック協会（中信地区輸送協議会）	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(3)放送事業者 信越放送㈱ ㈱長野放送 ㈱テレビ信州 長野朝日放送㈱ 長野エフエム放送㈱ あづみ野エフエム放送㈱ あづみ野テレビ㈱	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(4)長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5)（一社）大北医師会 （一社）大北歯科医師会 （公社）長野県看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(6)大北薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(7)（一社）長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(8)（一社）長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

機関の追加

(11)(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12)(社福)長野県 社会福祉協議会 （池田町社会福祉協議会）	ア　災害ボランティアに関すること。 イ　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること。

第５章　災害記録と被害想定

第１　池田町等における主な災害記録

発　生　年	被　害　の　概　要
令和２年 （2020）	7・7～8　梅雨前線豪雨によりあづみ野広場マレットゴルフ場(内鎌)が被災

(9)池田町社会福祉協議会	ア　災害ボランティアに関すること。 イ　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること。

第５章　災害記録と被害想定

第１　池田町等における主な災害記録

発　生　年	被　害　の　概　要
（新規）	（新規）

災害記録の追記

池田町地域防災計画

風水害対策編

（令和６年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　災害予防計画 **第１節　風水害に強いまちづくり** **第３　計画の内容** ２　風水害に強いまちづくり （２）　実施計画 ア　風水害に強いまちの形成 （ク）危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 （ケ）　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一 般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 （コ）　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 （サ）以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 **第２節　災害発生直前対策** **第３　計画の内容** ２　避難誘導体制の整備 （４）　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。	**第１章　災害予防計画** **第１節　風水害に強いまちづくり** **第３　計画の内容** ２　風水害に強いまちづくり （２）　実施計画 ア　風水害に強いまちの形成 （ク）危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 （ケ）　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 （新設） （コ）　以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 **第２節　災害発生直前対策** **第３　計画の内容** ２　避難誘導体制の整備 （４）　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。	国及び県の県地域防災計画に合わせて修正 名称の修正

第６節　救助・救急・医療計画	**第６節　救助・救急・医療計画**	
第１　基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１箇所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被災状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備する。	**第１　基本方針** 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被災状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備する。	実態に合わせて修正
第３　計画の内容 １　救助・救急用資機材の整備 （１）　現状及び課題 令和６年４月１日現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車１台、高規格救急自動車５台であり、令和２年 10 月にははしご付消防自動車を更新した。北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。	**第３　計画の内容** １　救助・救急用資機材の整備 （１）　現状及び課題 令和５年４月１日現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車１台、高規格救急自動車５台であり、令和２年 10 月にははしご付消防自動車を更新した。北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。	時点修正
第７節　消防・水防活動計画	**第７節　消防・水防活動計画**	
第３　計画の内容 １　消防計画 （１）　現状及び課題 令和６年４月１日現在の本町の消防体制は、消防署数１、消防職員数 16 人、消防団数１、消防団員数 201 人である。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び町民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した北アルプス広域消防計画の策定、修正及び計画の実施が必要である。	**第３　計画の内容** １　消防計画 （１）　現状及び課題 令和４年４月１日現在の本町の消防体制は、消防署数１、消防職員数 17 人、消防団数１、消防団員数 218 人である。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び町民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した北アルプス広域消防計画の策定、修正及び計画の実施が必要である。	

２　水防計画 （２）　実施計画 イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項 （ア）　重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認	２　水防計画 （２）　実施計画 イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項 （ア）　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認	文言の修正
第８節　要配慮者支援計画	**第８節　要配慮者支援計画**	
第２　主な取組み ５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内等の配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。	**第２　主な取組み** ５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、浸水想定区域内等の配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。	国土交通省通知により削除
第３　計画の内容 １　要配慮者支援計画の作成 （２）　実施計画 ウ　個別避難計画作成の努力義務 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の　連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。 加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	**第３　計画の内容** １　要配慮者支援計画の作成 （２）　実施計画 ウ　個別避難計画作成の努力義務 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の　連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。	国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

キ　個別避難計画の事前提供 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	キ　個別避難計画の事前提供 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	
5　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内等の要配慮者利用施設対策 （1）　現状及び課題 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内等に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 （2）　実施計画 ア　県及び町が実施する計画 県及び町は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。	5　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内等の要配慮者利用施設対策 （1）　現状及び課題 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内等に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 （2）　実施計画 ア　県及び町が実施する計画 県及び町は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。	国土交通省通知により削除
第９節　緊急輸送計画 **第３　計画の内容** ３　輸送体制の整備計画 （2）　実施計画 オ　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知するとともに、町においても災害発生前 の確認を受ける。 ４　緊急通行車両等の確認 （1）　現状及び課題 被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。	**第９節　緊急輸送計画** **第３　計画** ３　輸送体制の整備計画 （2）　実施計画 オ　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等標章交付の事前届出制度が適用されることから、民間事業者等に対して周知するとともに、町においても積極的に事前届出制度の活用を図る。 ４　緊急通行車両等の事前届出の確認 （1）　現状及び課題 被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。	災害対策基本法施行令等の改正に伴う修正

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておくものとする。 （２） 実施計画 災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等輸送を確保するため、災害時における緊急通行車両の確認により緊急通行車両等の確認を行う。	一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、事前届出車両についての確認を完了しておく。 （２） 実施計画 災害時の円滑な交通規制と、緊急通行車両等輸送を確保するため、災害時における緊急通行車両等の事前届出車両についての確認体制を確立する。	
第１０節　障害物の処理計画	**第１０節　障害物の処理計画**	
第３　計画の内容 １　現状及び課題 放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。 緊急輸送道路として確保すべき町道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。	**第３　計画の内容** １　現状及び課題 放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。 緊急輸送路として確保すべき町道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。	文言の修正
第１１節　避難の受入活動計画	**第１１節　避難の受入活動計画**	
第３　計画の内容 １　避難計画の策定等 （１） 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。	**第３　計画の内容** １　避難計画の策定等 （１） 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化するとともに都市公園等のより安全な避難場所を確保する必要がある。	国土交通省通知により削除
（２） 実施計画 ア　県及び町が実施する計画 (エ)　浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。 (カ) 町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。	（２） 実施計画 ア　県及び町が実施する計画 (エ)　浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。 （新規）	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

<table>
<tr>
<td>
イ　避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定
（イ）　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

３　避難所の確保
（２）　実施計画
ウ　福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
サ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
ヌ　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第１２節　孤立防止対策

第１　基本方針
孤立が予想される地区
（令和 6年7月1日現在）
<table>
<tr><th>地　区</th><th>集　落</th><th>世帯数</th><th>人　員</th></tr>
<tr><td>大字広津</td><td>広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北栂の尾、南栂の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本</td><td>37</td><td>67</td></tr>
<tr><td>大字陸郷</td><td>宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入</td><td>15</td><td>25</td></tr>
</table>
</td>
<td>
イ　避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定
（イ）　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

３　避難所の確保
（２）　実施計画
ウ　福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
サ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
ヌ　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第１２節　孤立防止対策

第１　基本方針
孤立が予想される地区
（令和 5年1月1日現在）
<table>
<tr><th>地　区</th><th>集　落</th><th>世帯数</th><th>人　員</th></tr>
<tr><td>大字広津</td><td>広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北栂の尾、南栂の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本</td><td>42</td><td>72</td></tr>
<tr><td>大字陸郷</td><td>宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入</td><td>15</td><td>25</td></tr>
</table>
</td>
<td>
名称の修正

国及び県の地域防災計画に合わせて修正

時点修正
</td>
</tr>
</table>

第１４節　給水計画	**第１４節　給水計画**	
第３　計画の内容 ２　飲料水等の供給計画 （１）　現状及び課題 本町には、車載用給水タンク(1.5ｔ及び0.28ｔ)、ポリタンク、給水ポリ袋、水浄化装置が整備されており、緊急時にはこれらの資機材を活用して給水を行う。 また、町独自での供給が困難な場合には、災害時相互応援協定により他市町村からの支援を受けて供給を行う。 しかし、大規模災害等により被害が広域にわたる場合には、相互の応援が困難になり、給水車両等給水用器具類の不足も予想される。	**第３　計画の内容** ２　飲料水等の供給計画 （１）　現状及び課題 本町には、車載用給水タンク(1.5ｔ及び0.28ｔ)、ポリタンク、給水ポリ袋、水浄化装置が整備されており、緊急時にはこれらの資機材を活用して給水を行う。 また、町独自での供給が困難な場合には、災害時相互応援協定により他市町村からの支援を受けて供給を行う。 しかし、大規模災害等により被害が広域にわたる場合には、相互の応援が困難になり、給水車両等の不足も予想される。	国及び県の地域防災計画に合わせて修正
第２２節　土砂災害等の災害予防計画	**第２２節　土砂災害等の災害予防計画**	
第２　主な取組み ２　土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。	**第２　主な取組み** ２　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。	文言の修正
３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。	３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。	国土交通省通知により削除
４　住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそ れがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。	４　土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。	文言の修正
第３　計画の内容 ３　急傾斜地崩壊対策 （２）　実施計画 イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。	**第３　計画の内容** ３　急傾斜地崩壊対策 （２）　実施計画 イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒・避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。	国土交通省通知により削除
５　土砂災害警戒区域等の対策 （１）　現状と課題	５　土砂災害警戒区域の対策 （１）　現状と課題	文言の修正

町では、令和６年３月 31 日現在で 255 区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は、163 区域あり、山際を中心として指定されている。 また、区域内には住宅等もあり、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは町民への情報提供に留意する必要がある。 （３） 町民が実施する計画 ア 町民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。	町では、令和５年３月 31 日現在で 255 区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は、163 区域有あり、山際を中心として指定されている。 また、区域内には住宅等もあり、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは町民への情報提供に留意する必要がある。 （３） 町民が実施する計画 ア 町民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。	時点修正 国土交通省通知により削除
第２８節　二次災害の予防計画	**第２８節　二次災害の予防計画**	
第２　主な取組み ３ 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。	**第２　主な取組み** ３ 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。	国土交通省通知により削除
第３　計画の内容 ４ 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１） 現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。 （２） 実施計画 ア 土砂災害警戒区域等の把握	**第３　計画の内容** ４ 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１） 現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。 （２） 実施計画 ア 土砂災害危険箇所の把握	
第２９節　防災知識普及計画	**第２９節　防災知識普及計画**	
第３　計画の内容 １ 町民等に対する防災知識の普及活動 （２） 実施計画 ア 町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。 (ツ) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識	**第３　計画の内容** １ 町民等に対する防災知識の普及活動 （２） 実施計画 ア 町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。 (ツ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識	

第３０節　防災訓練計画	**第３０節　防災訓練計画**	
第３　計画の内容 １　防災訓練の種別及び実施時期 （２）　実施計画 ア　総合防災訓練（兼地震総合防災訓練） 防災関係機関、企業、町民、その他関係団体と連携し、総合防災訓練を実施する。 イ　その他の訓練 次に掲げる訓練は、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して個別に実施する。 （ア）　水防訓練 水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は水防協力団体等と連携して水防訓練を実施する。 （ウ）　災害救助訓練 町及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に又は関係機関と連携してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。 （オ）　避難訓練 町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の迅速化及び円滑化のため、災害の恐れのある地域、病院及び集会場等の建築物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。 ウ　町及び町民が実施する計画 （ア）　町は、自主防災組織、企業等と連携し、県に準じて各種の訓練を実施するものとする。 ３　企業等が実施する計画 （１）企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。 （２）町地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。 （３）町地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の	**第３０節　防災訓練計画** **第３　計画の内容** １　防災訓練の種別及び実施時期 （２）　実施計画 ア　総合防災訓練（兼地震総合防災訓練） 防災関係機関、企業、町民、その他関係団体の協力を得て、総合防災訓練を実施する。 イ　その他の訓練 次に掲げる訓練は、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して個別に実施する。 （ア）　水防訓練 水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は水防協力団体等と共同して水防訓練を実施する。 （ウ）　災害救助訓練 町及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。 （オ）　避難訓練 町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の迅速化及び円滑化のため、町民の協力を得て、災害の恐れのある地域、病院及び集会場等の建築物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。 ウ　町及び町民が実施する計画 （ア）　町は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じて各種の訓練を実施するものとする。 ３　企業等が実施する計画 （新設） （新設） 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公	国及び県の地域防災計画の用語に合わせて修正 国及び県の地域防災計画の用語に合わせて修正 国及び県の地域防災計画に合わせて修正

作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。	表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。	
第３１節　災害復旧・復興への備え **第３　計画の内容** １　災害廃棄物の発生への対策 （４）　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	**第３１節　災害復旧・復興への備え** **第３　計画の内容** １　災害廃棄物の発生への対策 （４）　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	国及び県の地域防災計画に合わせて修正
第３４節　ボランティア活動の環境整備 **第１　基本方針** 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが必要な時に、必要な場所で、必要な活動を行うことができるよう、県・市町 村、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携して環境整備を図ることが必要である。 **第２　主な取組み** １　ボランティアの事前登録を社会福祉協議会（池田町災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。 ４　長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）及び県内外の専門 性の高いＮＰＯ等との平時からの官民連携体制の構築に努める。 ５　災害中間支援組織、ＮＰＯ等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。	**第３４節　ボランティア活動の環境整備** **第１　基本方針** 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが必要な時に、必要な場所で、必要な活動を行うことができるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図ることが必要である。 **第２　主な取組み** １　ボランティアの事前登録を池田町災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。 ４　国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。 ５　ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。	国及び県の地域防災計画に合わせて修正

第３　計画の内容 ２　ボランティア活動の環境整備 （２）　実施計画 イ　防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 エ　社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。 また、市町村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 ３　ボランティア・ＮＰＯ等関係団体間の連携 （２）　実施計画 長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いＮＰＯ等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。 ４　ボランティアコーディネーターの養成 （２）　実施計画 町社会福祉協議会等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催する、より実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して町におけるボランティアコーディネーターを養成及び資質向上に努めるものとする。	第３　計画の内容 ２　ボランティア活動の環境整備 （２）　実施計画 イ　防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 エ　社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。 ３　ボランティア団体間の連携 （２）　実施計画 町及び県（危機管理部・健康福祉部）は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。 ４　ボランティアコーディネーターの養成 （２）　実施計画 町社会福祉協議会等は、災害ボランティアコーディネーターを養成する研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催する、より実践的で高度な養成研修への参加促進に協力し、町におけるボランティアコーディネーターを養成するとともに、業務遂行力の向上に努める。	国及び県の地域防災計画に合わせて修正

新

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害直前活動

第３　活動の内容

４　警報等の種類及び発表基準

（１）　気象業務法に基づく警報等

⑤　雪に関する観測点の 50 年に一度の値(令和５年 11 月１日現在)

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
長野県	大町	115	117
長野県	松本	57	78

（注１）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値
（注２）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意

警報・注意報発表基準一覧表　(令和６年５月 23 日現在)

別表１　大雨警報基準　(令和６年５月 23 日現在)

市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大北地域	大町市	9	127
	池田町	8	126
	松川村	8	126
	白馬村	10	129
	小谷村	9	137

別表２　洪水警報基準　(令和６年５月 23 日現在)

市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1
大北地域	大町市	犀川流域=64.9、金熊川流域=6.3 高瀬川流域=30.8、農具川流域=8.6 稲尾沢川流域＝5.1　鹿島川流域＝13.3 土尻川流域＝6.9	犀川流域=（5、64.4） 金熊川流域＝（5、5.5） 農具川流域＝（5、7.5）
	池田町	高瀬川流域＝31.1	
	松川村	高瀬川流域＝30.9　乳川流域＝12.3 芦間川流域＝7.3	
	白馬村	姫川流域＝13.7　楠川流域＝7.8 松川流域＝14.2　大楢川流域＝5	姫川流域＝（7、12.3）
	小谷村	姫川流域＝24.2　中谷川流域＝18.3	姫川流域＝（5、21.7）

旧

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害直前活動

第３　活動の内容

４　警報等の種類及び発表基準

（１）　気象業務法に基づく警報等

⑤　雪に関する観測点の 50 年に一度の値(令和４年 11 月 21 日現在)

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
長野県	大町	116	117
長野県	松本	57	78

（注１）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値
（注２）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意

警報・注意報発表基準一覧表　(令和５年６月８日現在)

別表１　大雨警報基準　(令和５年６月８日現在)

市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大北地域	大町市	9	130
	池田町	8	129
	松川村	8	129
	白馬村	10	132
	小谷村	9	135

別表２　洪水警報基準　(令和５年６月８日現在)

市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1
大北地域	大町市	犀川流域=64.9、金熊川流域=5.8 高瀬川流域=30.5、農具川流域=8.4 稲尾沢川流域＝5　鹿島川流域＝13.3 土尻川流域＝7.3	犀川流域=（5、64.4） 金熊川流域＝（5、5.2） 農具川流域＝（5、7.5）
	池田町	高瀬川流域＝30.8	
	松川村	高瀬川流域＝30.6　乳川流域＝12.4 芦間川流域＝7.3	
	白馬村	姫川流域＝13.7　楠川流域＝8 松川流域＝14.4　大楢川流域＝5.2	姫川流域＝（7、12.3）
	小谷村	姫川流域＝24.2　中谷川流域＝18.3	姫川流域＝（6、21.7）

修正理由・備考

長野地方気象台による修正

別表３　大雨注意報基準　（令和６年５月 23 日現在）

市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大北地域	大町市	5	101
	池田町	5	100
	松川村	5	100
	白馬村	6	103
	小谷村	5	109

別表４　洪水注意報基準　（令和６年５月 23 日現在）

市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1
大北地域	大町市	犀川流域=51.9　金熊川流域=4.9 高瀬川流域=24.6　農具川流域=6.8 稲尾沢川流域=4　鹿島川流域=10.6 土尻川流域=5.5	犀川流域=（5、41.5） 金熊川流域＝（5、3.9） 農具川流域＝（5、6.7） 稲尾沢川流域＝（5、3.2）
	池田町	高瀬川流域＝24.8	
	松川村	高瀬川流域＝24.7　乳川流域＝9.8 芦間川流域＝5.8	
	白馬村	姫川流域＝10.9　楠川流域＝6.2 松川流域＝11.3　大楢川流域＝4	姫川流域＝（7、10.9）
	小谷村	姫川流域＝19.3　中谷川流域＝14.6	姫川流域＝（6、15.4）

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（４）　その他の情報

①　大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必 要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒 レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があると される警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避 難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に 相当。

⑤　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、危険度分布（キキクル）の

別表３　大雨注意報基準　（令和５年６月８日現在）

市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大北地域	大町市	5	104
	池田町	5	103
	松川村	5	103
	白馬村	6	105
	小谷村	5	108

別表４　洪水注意報基準　（令和５年６月８日現在）

市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1
大北地域	大町市	犀川流域=51.9　金熊川流域=4.6 高瀬川流域=24.4　農具川流域=6.7 稲尾沢川流域=4　鹿島川流域=10.6 土尻川流域=5.8	犀川流域=（5、51.9） 金熊川流域＝（5、4.6） 農具川流域＝（5、6.7） 稲尾沢川流域＝（5、3.2）
	池田町	高瀬川流域＝24.6	
	松川村	高瀬川流域＝24.4　乳川流域＝9.9 芦間川流域＝5.8	
	白馬村	姫川流域＝10.9　楠川流域＝6.4 松川流域＝11.5　大楢川流域＝4.1	姫川流域＝（7、10.9）
	小谷村	姫川流域＝19.3　中谷川流域＝14.6	姫川流域＝（6、15.4）

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（４）　その他の情報

①　大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
（新規）	（新規）

⑤　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと

長野地方気象台による修正

「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

警報等伝達系統図

１　注意報・警報および情報

（１）　系統図

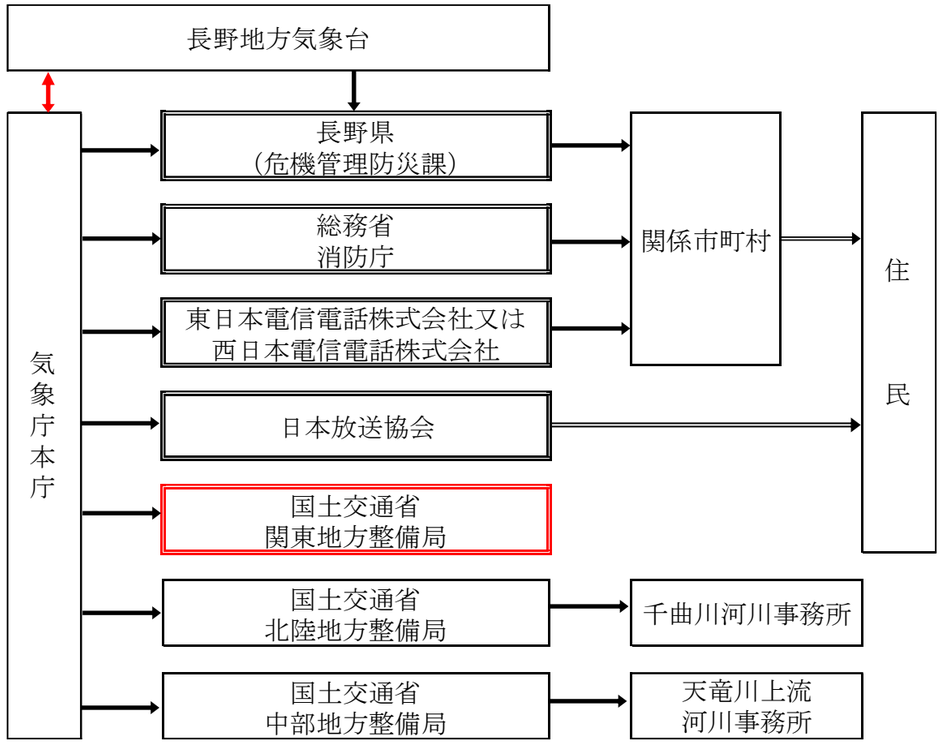

注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

（削除）

地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

警報等伝達系統図

１　注意報・警報および情報

（１）　系統図

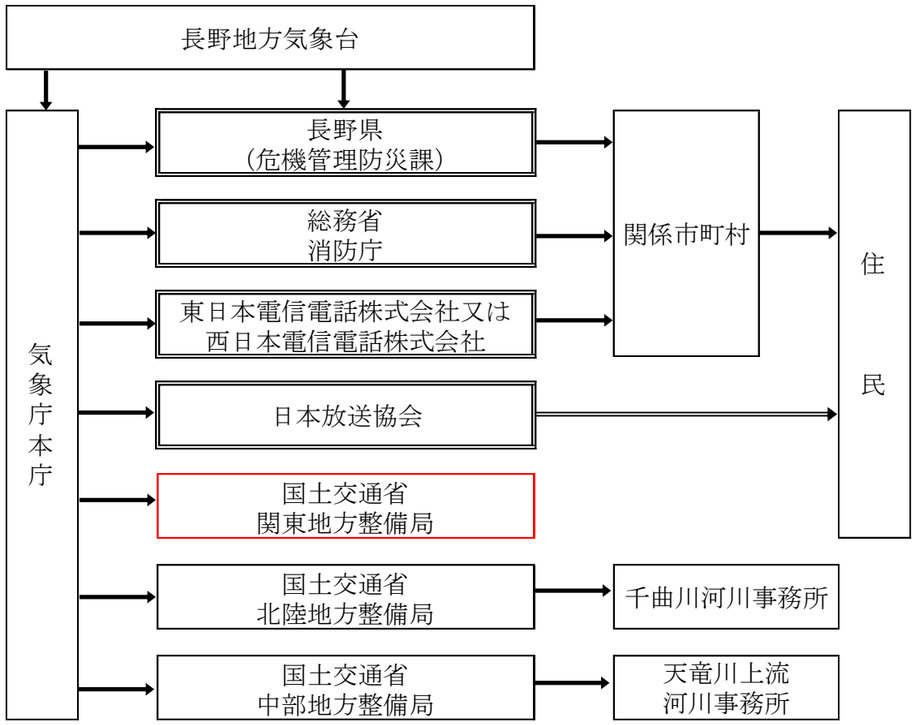

注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１項の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第 15 条の二第２項、第４項及び第５項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注３　火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。

伝達根拠の修正

（３）　伝達系統図

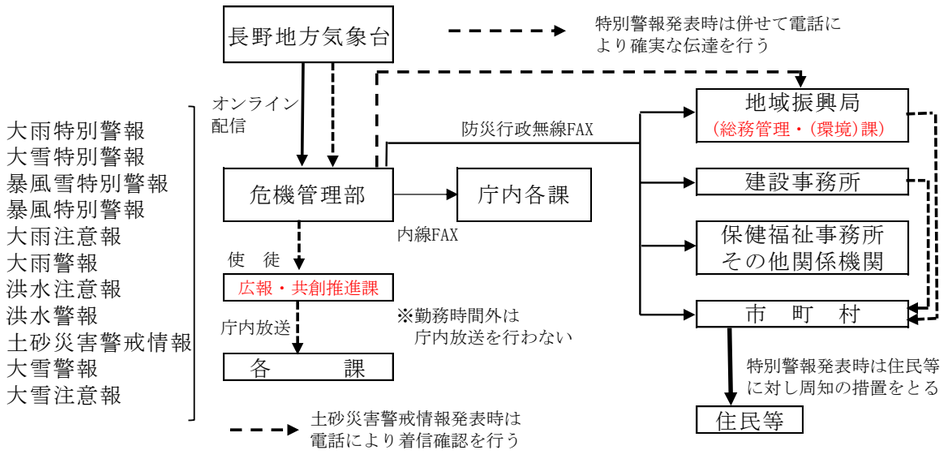

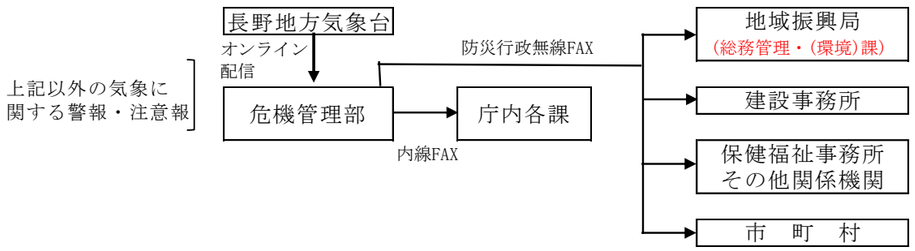

第２節　災害情報の収集・連絡活動

第２　活動の内容

２　被害状況等の調査と調査責任機関

（１）被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

（２）　町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できない、又は困難であるときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努めるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（３）　伝達系統図

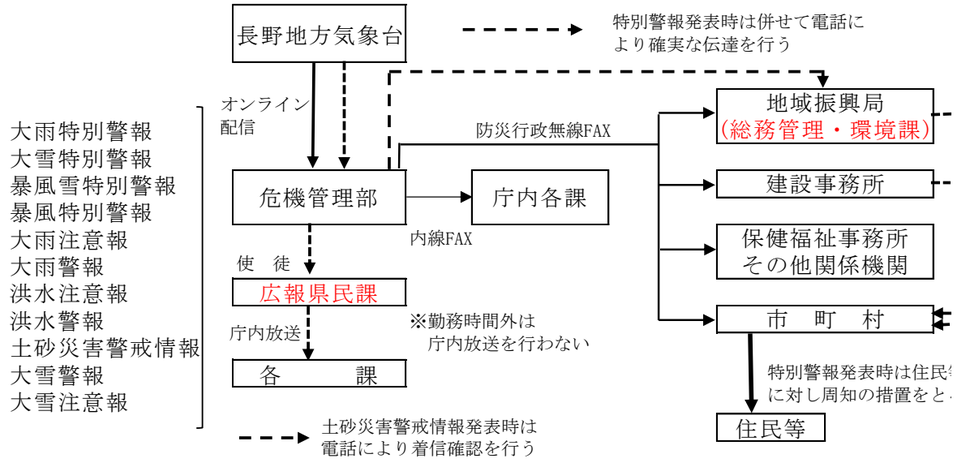

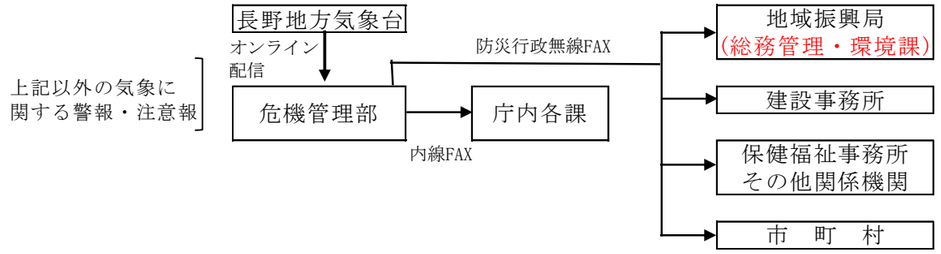

第２節　災害情報の収集・連絡活動

第２　活動の内容

２　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、

組織改正に伴う修正

文言の整理

県のみの対応のため削除

（３）　町・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。 （４）　町は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者 の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。 　職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。　また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 　また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。 　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者 の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正 文言の整理

第３節　非常参集職員の活動

第３　活動の内容

４　職員の参集及び伝達

（４）　災害対策本部の設置

③　災害対策本部配置図および情報の流れ

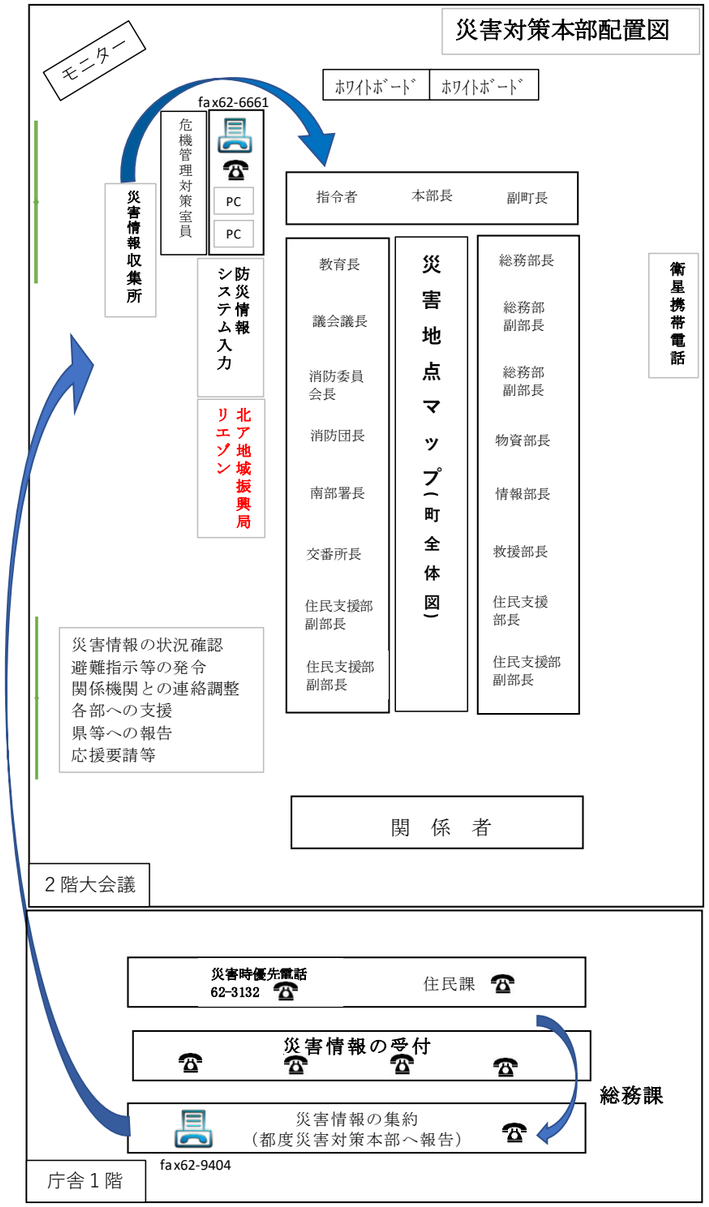

第３節　非常参集職員の活動

第３　活動の内容

４　職員の参集及び伝達

（４）　災害対策本部の設置

③　災害対策本部配置図および情報の流れ

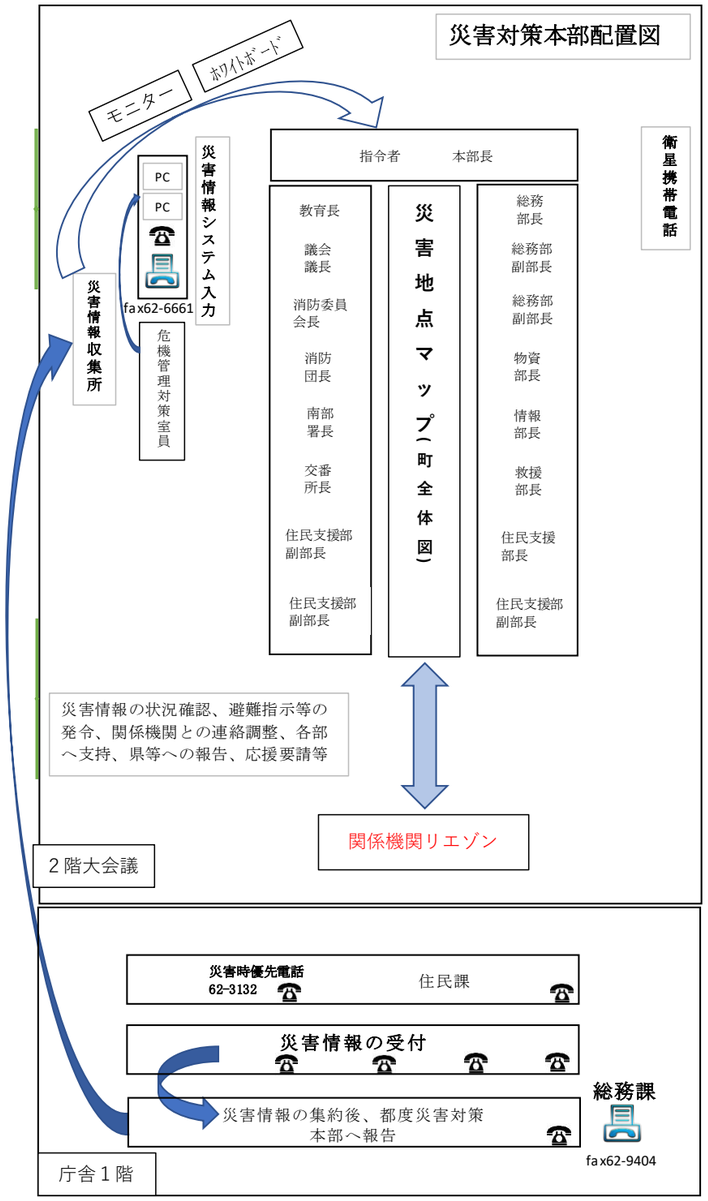

実効性を鑑みて修正

第４節　広域相互応援活動 **第１　基本方針** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。 なお、本町にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断することとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が 懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第４節　広域相互応援活動** **第１　基本方針** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。 また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。 なお、本町が大規模災害により大きな被害を被った場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断することとする。 職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	県のみの対応のため削除 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

第５節　ヘリコプターの運用計画

第３　活動の内容

１　活動内容に応じたヘリコプターの選定及び要請

（１）　基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機　種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	１５	○	○	○	○
県警ヘリコプター	アグスタ AW139	１７	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各　種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各　種	6				

第７節　救助・救急・医療活動

第３　活動の内容

１　救助・救急活動

（１）　基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第９節　要配慮者に対する応急活動

第３　活動の内容

１　避難受入れ活動

第５節　ヘリコプターの運用計画

第３　活動の内容

１　活動内容に応じたヘリコプターの選定及び要請

（１）　基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機　種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	１５	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	１３	○		○	○
	アグスタ AW139	１７	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各　種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各　種	6				

第７節　救助・救急・医療活動

第３　活動の内容

１　救助・救急活動

（１）　基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第９節　要配慮者に対する応急活動

第３　活動の内容

１　避難受入れ活動

運航終了のため削除

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

（２） 実施計画 ウ 避難所での生活環境整備 災害時に、通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の状況に応じ、次の支援を行う。 （ウ） 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行うものとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	（２） 実施計画 ウ 避難所での生活環境整備 災害時に、通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の状況に応じ、次の支援を行う。 （ウ） 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行うものとする。 職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
第１０節　緊急輸送活動 **第３　活動の内容** ４　緊急通行車両等確認事務 （２） 実施計画 緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び警察（県公安委員会）において行う。また、「緊急通行車両確認証明書」、「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察本部交通規制課、警察署、検問等）において行う。	**第１０節　緊急輸送活動** **第３　活動の内容** ４　緊急通行車両等確認事務 （２） 実施計画 緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び警察（県公安委員会）において行う。また、「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察本部交通規制課、警察署、検問等）において行う。	災対法施行令・同施行規則の改正に合わせて警察庁の制度変更に伴う修正
第１１節　障害物の処理活動 **第３　活動の内容** １　障害物除去処理 （１） 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。	**第１１節　障害物の処理活動** **第３　活動の内容** １　障害物除去処理 （１） 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。	文言の修正

第１２節　避難受入及び情報提供活動	**第１２節　避難受入及び情報提供活動**	
第１　基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、町民の身体、生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるので、避難に係る的確な応急対策は、第１時的実施責任者である町長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。 特に、町内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。	**第１　基本方針** 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、町民の身体、生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるので、避難に係る的確な応急対策は、第１時的実施責任者である町長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。 特に、町内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。	国土交通省通知により修正
第２　主な活動 １　町長は、適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を町民全体に周知する。 ５　町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。	**第２　主な活動** １　避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を町民全体に周知する。 ５　町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。	文言の整理
第３　計画の内容 １　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 （１）　基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図り、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を町民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心掛ける。 また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。	**第３　計画の内容** １　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 （１）　基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図り、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を町民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心掛ける。 また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。	

避難情報等（警戒レベル）				河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（土砂災害）
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞						
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当	氾濫注意情報	――
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当	――	――

（２） 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	町長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
緊急安全確保	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61	災害全般
避難所の開設、受入れ	町長		

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

（ア） 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

（イ） 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に

警戒レベルと避難行動

警戒レベル	避難情報等	避難行動等
警戒レベル5	緊急安全確保 （池田町が発令）	既に災害が発生している状況です。命を 善の行動をとりましょう
警戒レベル4 全員避難	避難指示 （池田町が発令）	速やかに避難場所へ避難をしましょう。 の移動が危険と思われる場合は、近くの安 避難や、自宅内のより安全な場所に避難を
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等避難 （池田町が発令）	避難に時間を要する人（ご高齢の方、 乳幼児等）とその支援者は避難を開始し の人は、避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 （気象庁が発表）	避難に備え、ハザードマップ等により、自 を確認しましょう。
警戒レベル1	警報級の可能性 （気象庁が発表）	災害への心構えを高めましょう。

（２） 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
緊急安全確保	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、受入	町長		

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

（ア） 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、町民に対して避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

（イ） 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に

国・県の防災基本計画に合わせた修正

必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のため立ち退きを指示することをいう。	必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報。居住者は危険な場所から全員避難する必要がある。とるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかを確認したうえで、居住者自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。	国・県の防災基本計画に合わせた修正
（ウ）　緊急安全確保 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。	（ウ）　緊急安全確保 すでに災害が発生又は切迫し、安全な避難ができず、命が危険な状況、即ち居住者が身の安全を確保するための立退き避難は、かえって危険であると考えられる状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される。	
ウ　措置及び報告、通知等 （ア）　町長の行う措置 ａ　高齢者等避難 災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在 宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援す る者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。 （ａ）　長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｂ）　国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｃ）　河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域 また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を 整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。 ｂ　避難指示	ウ　避難指示、高齢者等避難等の情報及び報告、通知等 （ア）　町長及び消防機関の長の行う措置 ａ　避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。 なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。 （ａ）　長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 （ｂ）　長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域	文言及び記載順の整理

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイ ドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。 （a） 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等） （b） 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 （c） 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域 （d） 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域 （e） 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 （f） 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 （g） 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 （h） 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 （i） 避難路の断たれる危険のある地域 （j） 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 （k） 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 c 緊急安全確保 居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。 (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時 期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行 政機関に速やかに助言を求めるものとする。	（c） 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等） （d） 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 （e） 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域 （f） 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域 （g） 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 （h） 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 （i） 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 （j） 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 （k） 避難路の断たれる危険のある地域 （l） 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 （m） 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 b 高齢者等避難 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。 （a） 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域	国土交通省通知により削除 文言の整理

d　報告（災害対策基本法第 60 条等） 町　長 ―報告（地域振興局経由）→ 知　事 （報告様式は、本章第２節災害情報の収集・連絡活動第２の４参照） ※　避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。 エ　避難指示の時期 上記ウ(ア)に記載する地域が発生すると予想され、町民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。 オ　避難指示等の内容 避難指示等の発令を行うに際して、次の事項を明確にする。 カ　町民への周知 （ア）　避難指示等の発令者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接町民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 （イ）　町長以外の発令者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （カ）　避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、町民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。 キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 町及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、自主防災会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。 ク　町有施設における避難活動	c　報告（災害対策基本法第 60 条等） 町　長 ―報告（地域振興局経→ 知　事 （報告様式は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」参照） ※　避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。 エ　避難指示の時期 大規模災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的人命の危険が予測されるとき、その他町民の生命及び身体を災害から保護するため必要とするときに発する。 なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。 オ　高齢者等避難、避難指示の情報内容 避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。 また、高齢者等避難も同様とし、避難開始の伝達についても同様とする。 カ　町民への周知 （ア）　高齢者等避難、避難指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接町民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 （イ）　町長は、他の指示者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （カ）　高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、電子メール等のほか、町民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 災害発生後直ちに、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用し、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援をするとともに、安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 ク　町有施設における避難活動	国・県の防災基本計画に合わせた修正 文言の整理

（イ） 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。	（イ） 高齢者等避難、避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。	文言の整理
３　避難誘導活動 （１） 基本方針 避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。 （２） 実施計画 イ　町民が実施する対策 町民等は、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。 この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。 （削除）	３　避難誘導活動 （１） 基本方針 避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。 （２） 実施計画 イ　町民が実施する対策 （ア） 要避難地区で避難を要する場合 避難誘導員の指示に従い、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。 （イ） 任意避難地区で避難を要する場合 災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力して安全な場所へ自主的に避難する。 この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。	国・県の防災基本計画に合わせた修正
４　避難所の開設、運営 （２） 実施計画 キ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 サ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	４　避難所の開設、運営 （２） 実施計画 キ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 サ　指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	国・県の防災基本計画に合わせた修正 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
７　被災者等への的確な情報伝達 （２） 実施計画 ア　町及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ	７　被災者等への的確な情報伝達 （２） 実施計画 （新規）	国・県の防災基本計画に合わせた修正

細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 イ　町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 ウ　町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。 エ　町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 オ　町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 カ　町及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 キ　町及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ク　町及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 カ　町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮し、災害発生直後	ア　町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 イ　町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。 ウ　町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 エ　町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。 特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （新設） （新設） オ　町及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 カ　町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮し、災害発生直	国・県の防災基本計画に合わせた修正

の消防、救助等人命に係わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、安否情報の適切な提供のため、必要に応じて警察、消防及び関係機関と協力し、被災者に関する情報の取集に努める。	後の消防、救助等人命に係わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、安否情報の適切な提供のため、必要に応じて警察、消防及び関係機関と協力し、被災者に関する情報の取集に努める。	
第１３節　孤立地域対策活動	**第１３節　孤立地域対策活動**	
第２　主な活動 ４　緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。	**第２　主な活動** ４　陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。	消防庁通知により修正
第３　活動の内容 ４　食料品等の生活必需物資の搬送 （２）　実施計画 ア　迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターによる支援を要請する。	**第３　活動の内容** ４　食料品等の生活必需物資の搬送 （２）　実施計画 ア　迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる支援を要請する。	
第１４節　食料品等の調達供給活動	**第１４節　食料品等の調達供給活動**	
第３　活動の内容 ２　食料品等の供給 （２）　実施計画 イ　町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、県災害対策本部室に対して要請を行って調達した食料を被災者に対して供給するものとする。	**第３　活動の内容** ２　食料品等の供給 （２）　実施計画 イ　町の備蓄量を超える供給が必要となった場合は、災害時応援協定に基づく各事業者、近隣市町村及び県（北アルプス地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示し要請を行い、調達した食料を被災者に対して供給する。	１（２）イ（ア）に合わせて修正
ウ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	（新規）	
エ　食料品等の供給活動については、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。 オ　町民が実施する対策 町民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じて行動するよう努める。	ウ　食料品等の供給活動については、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。 エ　町民が実施する対策 町民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じて行動するよう努める。	国・県の防災基本計画に合わせた修正
第１７節　保健衛生、感染症予防活動	**第１７節　保健衛生、感染症予防活動**	
第３　活動の内容 ２　感染症予防対策 （２）　実施計画	**第３　活動の内容** ２　感染症予防対策 （２）　実施計画	

カ　被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 　また、池田町避難所運営マニュアル等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	カ　被災地において感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 　加えて、感染対策上の必要がある者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、感染対策上の必要がある者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。 　また、池田町避難所運営マニュアル等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
第２６節　災害広報活動	**第２６節　災害広報活動**	
第３　活動の内容 １　町民等への的確な情報の伝達 （２）　実施計画 ア　通常の災害広報等は、総務課または関係課が行い、災害対策本部設置時には、情報部広報班が関係課と緊密な連絡のもとに行う。 （ア）　広報資料の収集 　広報資料の収集は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 　なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の 発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第３　活動の内容** １　町民等への的確な情報の伝達 （２）　実施計画 ア　通常の災害広報等は、総務課または関係課が行い、災害対策本部設置時には、情報部広報班が関係課と緊密な連絡のもとに行う。 （ア）　広報資料の収集 　広報資料の収集は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて被災現場へ取材員を派遣する等直接広報資料の収集を行う。 　職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。	
第２７節　土砂災害等応急活動	**第２７節　土砂災害等応急活動**	
第３　活動の内容 １　大規模土砂災害対策 （２）　実施計画 ア　土砂災害緊急情報を町民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講じるものとする。 イ　町民が実施する対策として、土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。	**第３　活動の内容** １　大規模土砂災害対策 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、適時適切に高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 イ　町民が実施する対策として、警戒避難情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。	文言の修正

２　地すべり等応急対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難に関する情報を町民に提供し、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ　町民が実施する対策として、警戒避難に関する情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ３　土石流応急対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難に関する情報を町民に提供し、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 イ　町民が実施する対策として、警戒避難に関する情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ４　がけ崩れ応急対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難に関する情報を町民に提供し、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ　町民が実施する対策として、警戒避難に関する情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。	２　地すべり等応急対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ　町民が実施する対策として、警戒避難情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ３　土石流応急対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 イ　町民が実施する対策として、警戒避難情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ４　がけ崩れ応急対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて高齢者等避難、避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ　町民が実施する対策として、警戒避難情報に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。	文言の修正

第３５節　ボランティアの受入れ体制 **第２　主な活動** １　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。 **第３　活動の内容** １　被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保 （２）　実施計画 ウ　町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。	**第３５節　ボランティアの受入れ体制** **第２　主な活動** １　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。 **第３　活動の内容** １　被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保 （２）　実施計画 ウ　町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。	国・県の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第３章　災害復旧計画	第３章　災害復旧計画	
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方	
第３　活動の内容 ３　職員派遣 （１）　基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、対応にあたり、人員の確保が困難となる場合には、県や他の市町村に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。 なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第３　活動の内容** ３　職員派遣 （１）　基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、対応にあたり、人員の確保が困難となる場合には、県や他の市町村に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
第５節　被災者等の生活再建等の支援	第５節　被災者等の生活再建等の支援	
第１　基本方針 災害を受けた町民の生活安定のため、住宅対策や被災者生活再建支援法の適用等、各般にわたる救護措置を講ずることにより町民生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住宅の確保、生活資金等の支給や、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、心身のケア等の生活全般やコミュニティの維持回復にわたるきめ細かな支援を講ずる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	**第１　基本方針** 災害を受けた町民の生活安定のため、住宅対策や被災者生活再建支援法の適用等、各般にわたる救護措置を講ずることにより町民生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住宅の確保、生活資金等の支給や、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、心身のケア等の生活全般やコミュニティの維持回復にわたるきめ細かな支援を講ずる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	国・県の防災基本計画に合わせて修正
第３　活動の内容 11　被災者台帳の作成 （２）　実施計画 必要に応じて、被災者の被害状況や、各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者に対する総合的かつ効率的な援護の実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災 者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	**第３　活動の内容** 11　被災者台帳の作成 （２）　実施計画 必要に応じて、被災者の被害状況や、各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者に対する総合的かつ効率的な援護の実施に努める。	

池田町地域防災計画

震災対策編

（令和６年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　災害予防計画 **第１節　地震に強いまちづくり** **第３　計画の内容** ２　地震に強いまちづくり （２）　実施計画 ア　地震に強い都市構造の形成 （ア）　避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 （オ）　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれの ある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等 に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 **第９節　障害物の処理計画** （振興課） **第３　計画の内容** （１）　現状及び課題 放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。 緊急輸送道路として確保すべき町道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。 （２）　実施計画 ア　緊急輸送道路とされている基幹町道等について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。	**第１章　災害予防計画** **第１節　地震に強いまちづくり** **第３　計画の内容** ２　地震に強いまちづくり （２）　実施計画 ア　地震に強い都市構造の形成 （ア）　広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通 信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 （新設） **第９節　障害物の処理計画** （振興課） **第３　計画の内容** （１）　現状及び課題 放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。 緊急輸送路として確保すべき町道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。 （２）　実施計画 ア　緊急輸送路とされている基幹町道等について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。	国・県の防災基本計画に合わせて修正 文言の修正

第２８節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （振興課） **第２　主な取組み** ３　土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。 **第３　計画の内容** ４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１）　現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく必要がある。 （２）　実施計画 ア　土砂災害警戒区域等の把握	**第２８節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動** （振興課） **第２　主な取組み** ３　土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。 **第３　計画の内容** ４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策 （１）　現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく必要がある。 （２）　実施計画 ア　土砂災害危険箇所の把握	国土交通省通知により修正
第２９節　防災知識普及計画 （全部局） **第３　計画の内容** １　町民等に対する防災知識の普及活動 （２）　実施計画 ア　町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等に掲げる啓発活動を行う。 （カ）　地震発生時の地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）に関する知識 （セ）　地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識	**第２９節　防災知識普及計画** （全部局） **第３　計画の内容** １　町民等に対する防災知識の普及活動 （２）　実施計画 ア　町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等に掲げる啓発活動を行う。 （カ）　地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）に関する知識 （セ）　地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識	国・県の防災基本計画に合わせて修正 国土交通省通知により修正

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>修正理由・備考</th></tr>
<tr>
<td>

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害情報の収集・連絡活動

（全部局）

第２　活動の内容

３　被害状況等の調査と調査責任機関

（１）被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

（２）町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

（３）北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん 延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（４）町・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

（５）町は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調　査　事　項	調査責任機関	協　力　機　関
公益事業関係被害	鉄道・通信、電力、ガス等関係機関	北アルプス地域振興局

</td>
<td>

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害情報の収集・連絡活動

（全部局）

第２　活動の内容

３　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

町は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となっている者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調　査　事　項	調査責任機関	協　力　機　関
公益事業関係被害	通信、電力、ガス等関係機関	北アルプス地域振興局

</td>
<td>

文言の整理

風水害対策編に合わせて修正

文言の整理

国及び県の防災基本計画に合わせて修正

</td>
</tr>
</table>

５　災害情報の収集・連絡系統等 （３）　関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。 イ　地震情報 気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。 （イ）　緊急地震速報（警報） 最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお地震に対する特別警報は、震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。 （ウ）　緊急地震速報（予報） 最大震度３以上又はマグニチュード３．５以上もしくは長周期地震動階級１　以上等と予測されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。 （10）　長周期地震動に関する観測情報 震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合に発表する情報。 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分程度で１回発表）。 **第３節　広域相互応援活動** **第１　基本方針** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 なお、本町が被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災	５　災害情報の収集・連絡系統等 （３）　関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。 イ　地震情報 気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。 （イ）　緊急地震速報（警報） 最大震度５弱以上の揺れが推定されたときに、震度４以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお地震に対する特別警報は、震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。 （ウ）　緊急地震速報（予報） 最大震度３以上又はマグニチュード３．５以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。 （10）　長周期地震動に関する観測情報 震度３以上を観測した場合に発表する情報。 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。 **第３節　広域相互応援活動** **第１　基本方針** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 なお、本町が被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災	長野地方気象台による修正

証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断するものとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が 懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断するものとする。 職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
第１０節　障害物の処理活動	**第１０節　障害物の処理活動**	
第３　活動の内容 １　障害物除去処理 （1）　基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。	**第３　活動の内容** １　障害物除去処理 （1）　基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。	文言の修正
第１１節　避難受入れ及び情報提供活動	**第１１節　避難受入れ及び情報提供活動**	
第１　基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、町民の身体生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるので、避難に係る的確な応急対策は、第１時的実施責任者である町長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。 特に、町内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため高齢者等避難の情報提供や、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。	**第１　基本方針** 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、町民の身体生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるので、避難に係る的確な応急対策は、第１時的実施責任者である町長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。 特に、町内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため高齢者等避難の情報提供や、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。	国土交通省通知により修正
第２　主な活動 １　町長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を町民全体に周知する。 ５　町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。	**第２　主な活動** １　高齢者等避難の情報提供、避難指示は適切に行い、速やかにその内容を町民全体に周知する。 ５　町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。	文言の整理
第３　活動の内容 １　避難指示 （1）　基本方針	**第３　活動の内容** １　避難指示 （1）　基本方針	

<table>
<tr>
<td>
地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町民に対して避難指示を発令する。
発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を発令した場合は、速やかにその内容を町民に周知するものとする。
（２） 実施計画
ア 実施機関
<table>
<tr><th>実 施 事 項</th><th>機 関 等</th><th>根 拠</th><th>対 象 災 害</th></tr>
<tr><td rowspan="2">避難指示</td><td>町長</td><td rowspan="2">災害対策基本法第 60 条</td><td rowspan="2">災 害 全 般</td></tr>
<tr><td>知事</td></tr>
</table>
イ 避難指示の意味
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。
ウ 措置及び報告、通知等
（ア） 町長の行う措置
a 避難指示
災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示等を発令するものとする。
（e） 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。
なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。
</td>
<td>
地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町民に対して避難指示を行う。避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図り、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努める。また、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を町民に周知するものとする。
（２） 実施計画
ア 実施機関
<table>
<tr><th>実 施 事 項</th><th>機 関 等</th><th>根 拠</th><th>対 象 災 害</th></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>町長</td><td>災害対策基本法第 60 条</td><td>災 害 全 般</td></tr>
</table>
イ 避難指示の意味
災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において町長から必要と認める居住者等に対し発令される情報。居住者は危険な場所から全員避難する必要がある。とるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかを確認したうえで、居住者自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
ウ 避難指示の報告、通知等
（ア） 町長及び消防機関の長の行う措置
a 避難指示
災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。
なお、避難時における周囲の状況等により、屋内に留まること等が安全な場合には、屋内での安全を確保する措置を講ずるよう、地域の居住者等に対して指示する。
なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。
（e） 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
</td>
<td>国及び県の防災基本計画に合わせて修正</td>
</tr>
</table>

オ　避難指示の内容 避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。 カ　町民への周知 （ア）　避難指示の発令者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ、又は直接町民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の状況に配慮した方法により、確実に伝達する。 （イ）　町長以外の発令者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （カ）　避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、町民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。 キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 災害発生後直ちに、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用し、民生児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援をするとともに、安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 ク　町有施設における避難活動 災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、利用者及び職員に被害を及ぼす恐れがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。 （イ）　避難指示が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 ３　避難誘導活動 （１）　基本方針 避難指示の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 （２）　実施計画 イ　町民が実施する対策 住民等は、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。	オ　避難指示の内容 避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。 カ　町民への周知 （ア）　避難指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ、又は直接町民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の状況に配慮した方法により、確実に伝達する。 （イ）　町長は、他の指示者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （カ）　高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、町民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 災害発生後直ちに、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用し、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援をするとともに、安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 ク　町有施設における避難活動 災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、利用者及び職員に被害を及ぼす恐れがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。 （イ）　避難指示は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 ３　避難誘導活動 （１）　基本方針 避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 （２）　実施計画 イ　町民が実施する対策 （ア）要避難地区で避難を要する場合 避難誘導員の指示に従い、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。	国及び県の防災基本計画に合わせて修正

４　避難所の開設、運営 （２）　実施計画 キ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 サ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者 の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	４　避難所の開設、運営 （２）　実施計画 キ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 サ　指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、感染対策上の必要がある場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正
７　被災者等への的確な情報伝達 （２）　実施計画 ア　町及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 イ　町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 ウ　町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。 エ　町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。	７　被災者等への的確な情報伝達 （２）　実施計画 （新規） ア　町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。 イ　町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。 ウ　町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。	国及び県の防災基本計画に合わせて修正

オ　町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。 　特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 カ　町及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 キ　町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の取集に努める。 ク　町及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ケ　町及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	エ　町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。 　特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 オ　町及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 カ　町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の取集に努める。 （新規）	国及び県の防災基本計画に合わせて修正
第２６節　土砂災害等応急活動	**第２６節　土砂災害等応急活動**	
第３　活動の内容 １　大規模土砂災害対策 （２）　実施計画 ア　土砂災害緊急情報を町民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講じるものとする。 イ　町民が実施する対策として、土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。 ２　地すべり等応急対策 （１）　基本方針	**第３　活動の内容** １　大規模土砂災害対策 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講じるものとする。 イ　町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ２　地すべり等応急対策 （１）　基本方針	文言の修正

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難に関する情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ　町民が実施する対策として、警戒避難に関する情報等に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ３　土石流対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難に関する情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。 イ　町民が実施する対策として、警戒避難に関する情報等に注意を払い避難指示等が出された場合は迅速に従う。	監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。 ウ　町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。 ３　土石流対策 （１）　基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。 （２）　実施計画 ア　警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。 イ　町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い避難指示等が出された場合は迅速に従う。	文言の修正

池田町地域防災計画

雪害対策編

（令和６年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
雪害対策編 **第１章　災害予防計画** **第１節　雪害に強い地域づくり** **第３　計画の内容** 11　雪害に関する知識の普及・啓発 （2）　実施計画 イ　道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。 ウ　集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。	**雪害対策編** **第１章　災害予防計画** **第１節　雪害に強い地域づくり** **第３　計画の内容** 11　雪害に関する知識の普及・啓発 （2）　実施計画 （新規） イ　集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。	国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

池田町地域防災計画

火山災害対策編

（令和６年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　災害予防計画 **第１節　火山災害に強いまちづくり** **第１　基本方針** 地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強い町づくりを行う。 県内には浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、乗鞍岳、横岳、アカンダナ山の６火山、隣接する県境付近には草津白根山、新潟焼山、妙高山、弥陀ヶ原の合計10の活動火山があり、比較的当町に近い火山としては焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、新潟焼山となるが、距離的には爆発・噴火による甚大な被害を受ける危険性は少ないものと推測される。 しかし、爆発・噴火の規模によっては降灰等の被害も予想されるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。 **第２　計画の内容** １　現状及び課題 県内には、概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活動火山）が６つあり、火山噴火等に係る災害から地域、町民並びに観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。 特に、近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。 ２　計画の内容 （１）　火山災害に強いまちの形成 ア　必要に応じ、警戒避難対策の推進、町民等への情報提供等を効果的に行うため、警戒避難体制の強化・ 拡充を図るものとする。 イ　登山者や旅行者等、火山を訪れる人々(以下「登山者等」という。)に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。 ウ　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。	**第１章　災害予防計画** **第１節　火山災害に強いまちづくり** **第１　基本方針** 地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い町づくりを行う。 県内には浅間山、焼岳、御嶽山、乗鞍岳、横岳、アカンダナ山の６火山、隣接する県境付近には草津白根山、新潟焼山、妙高山、弥陀ヶ原の４火山の合計10の活火山があり、比較的当町に近い火山としては焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、新潟焼山となるが、距離的には爆発・噴火による甚大な被害を被る危険性は少ないものと推測される。 しかし、爆発・噴火の規模によっては降灰等の被害も予想されるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。 **第２　計画の内容** １　現状及び課題 県内には、概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が６つあり、火山噴火等に係る災害から地域、町民並びに観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。 特に、近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。 ２　計画の内容 （１）　火山災害に強いまちづくり ア　必要に応じ、警戒避難対策の推進、町民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。 イ　登山者や旅行者等、火山を訪れる人々に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。 ウ　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。	文言の修正 国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

エ　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 オ　大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機 関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に 努めるものとする。 　なお、火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加できるものとする。 （2）　火山災害に対する建築物等の安全性 　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施 設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。 （3）　ライフライン施設等の機能の確保 ア　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 　また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。 イ　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業 等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。 （4）　降灰対策 　火山噴火に伴う降灰が町民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。	（新規） エ　大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 （2）　火山災害に対する建築物等の安全性の確保 　不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。 （3）　ライフライン施設等の機能の確保 ア　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 　また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。 イ　ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 （4）　降灰対策 　火山噴火に伴う降灰が町民生活等に及ぼす支障の軽減に努める。	国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

第２節　災害発生直前対策 （総務課） **第３　計画の内容** ２　特別警報発表時の周知措置 県、消防庁等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合、又は自ら知った時は、直ちにその内容を町民等、所在の官公署に周知する措置を取る。 なお、周知のあたっては、同報系防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。 **第４節　活動体制計画** **第３　計画の内容** ２　組織の整備 （２）　実施計画 ア　災害対策基本法第 16 条に基づき池田町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。 イ　火山防災協議会 国、県、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど，円滑な検討に資する体制整備を行う。	**第２節　災害発生直前対策** （総務課） **第３　計画の内容** ２　特別警報発表時の周知措置 県、消防庁等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合、又は自ら知った時は、直ちにその内容を町民等、所在の官公署に周知する措置を取る。 なお、周知のあたっては、同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等のあらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。 **第４節　活動体制計画** **第３　計画の内容** ２　組織の整備 （２）　実施計画 ア　災害対策基本法第 16 条に基づき池田町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画に基づき対策を実施する。 イ　火山防災協議会 活動火山対策特別措置法第４条第２項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど，円滑な検討に資する体制整備を行う。	国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

池田町地域防災計画

資料編

（令和６年 10 月修正）

新旧対照表

新

０３　災害情報の収集・連絡関係

資料03-2　既存通信施設一覧

衛星電話番号一覧(長野県020)

番号	名　　称	電話番号
3	〃　総務課総務係	572-8-111
4	〃　危機管理対策室	572-8-114
5	〃　振興課	572-8-160
6	〃　建設水道課	572-8-180

資料03-5　防災相互通信用無線局設置機関一覧表

(令和６年４月現在)

免許人名	局数（158.35MHz）				局数（466.775MHz）			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野市	1	16				654		
松本市						408		
飯田市		12			1	98		
伊那市		11			1	70		
中野市		4						
飯山市						1		
青木村						2		
下諏訪町						58		
富士見町						30		
原村						3		
松川町		2						
上松町		2						
南木曽町		2						
佐久広域連合		1						
南信州広域連合	1	129						
松本広域連合	1	10				176		
日本赤十字社		67		30				
中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		8						
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		50		3				
東京電力ﾘﾆｭｰｱﾌﾞﾙﾊﾟﾜｰ㈱		47						
関西電力㈱		25						
関西電力送配電㈱		10						
合　計	10	693	0	49	7	1,879	0	0

旧

０３　災害情報の収集・連絡関係

資料03-2　既存通信施設一覧

衛星電話番号一覧(長野県020)

番号	名　　称	電話番号
3	〃　総務課	572-8-111
4	〃　住民課	572-8-142
5	〃　振興課	572-8-170
6	〃　教育委員会	572-8-401

資料03-5　防災相互通信用無線局設置機関一覧表

(令和５年５月31日現在)

免許人名	局数（158.35MHz）				局数（466.775MHz）			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野市	1	16				532		
松本市						416		
飯田市		3			1	90		
伊那市		12			1	69		
中野市		1			2	43		
飯山市					1	38		
青木村					1	10		
下諏訪町					1	86		
富士見町					1	79		
原村					1	27		
松川町		1			1	40		
上松町		5						
南木曽町	1	93						
佐久広域連合		9						
南信州広域連合	2	140						
松本広域連合	1	8				176		
日本赤十字社		78		33				
中部電力㈱	1	7						
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		28		3				
東京電力ホールディングス㈱		26						
関西電力㈱		41						
合　計	14	917	0	83	30	2,417	0	1

修正理由・備考

現状に合わせて修正

信越地方非常通信協議会資料により修正

０６　救助・救急・医療関係

資料 06-1　町内及び近隣医療機関

1　診療施設

名　　称	所　在　地	診 療 科 目	電話番号	FAX番号
はーぶの里診療所	会染4855-1	内科、外科	62-0210	62-0211

2　病院

名　　称	所　　在　　地	診　　療　　科　　目	病 床 数
穂高病院	穂高町大字穂高4634	内科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、外科、乳腺・甲状腺科、形成外科	79(一般) 48(療養)
北アルプス医療センター　あづみ病院	池田町大字池田3207-1	内科、脳神経内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、リウマチ・膠原病内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科	204(一般) 120(精神)

０６　救助・救急・医療関係

資料 06-1　町内及び近隣医療機関

1　診療施設

名　　称	所　在　地	診 療 科 目	電話番号	FAX番号
はーぶの里診療所	会染4855-1	内科、循環器科 胃腸科、呼吸器科	62-0210	62-0211

2　病院

名　　称	所　　在　　地	診　　療　　科　　目	病 床 数
穂高病院	穂高町大字穂高4634	内科、外科、整形外科、産婦人科、眼科	79(一般) 48(療養)
北アルプス医療センター　あづみ病院	池田町大字池田3207-1	内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科	204(一般) 120(精神)

現状に合わせて修正

０７　消防・水防関係

資料 07-1　町の現有消防力
１　池田町消防団の組織概要

令和６年度　池田町消防団の組織概要

令和６年４月 11 日状況

団員数	条例定数	230 人
	実員数	202 人
性別	男性	199 人
	女性	3 人
就業形態	被雇用者	人
	自営業者	人
	家族従業者	人
	学生	人
（内訳）	大学生	人
	専門学校生	人
	その他	人
階級別	団長	1 人
	副団長	2 人
	分団長	9 人
	副分団長	6 人
	部長	16 人
	班長	32 人
	団員	138 人
ポンプ	ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ付積載車	12 台
	小型動力ポンプ	21 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載用無線機	18 台
	携帯用無線機	27 台
	簡易無線機	0 台
	トランシーバー	2 台
	無線受令機	1 台

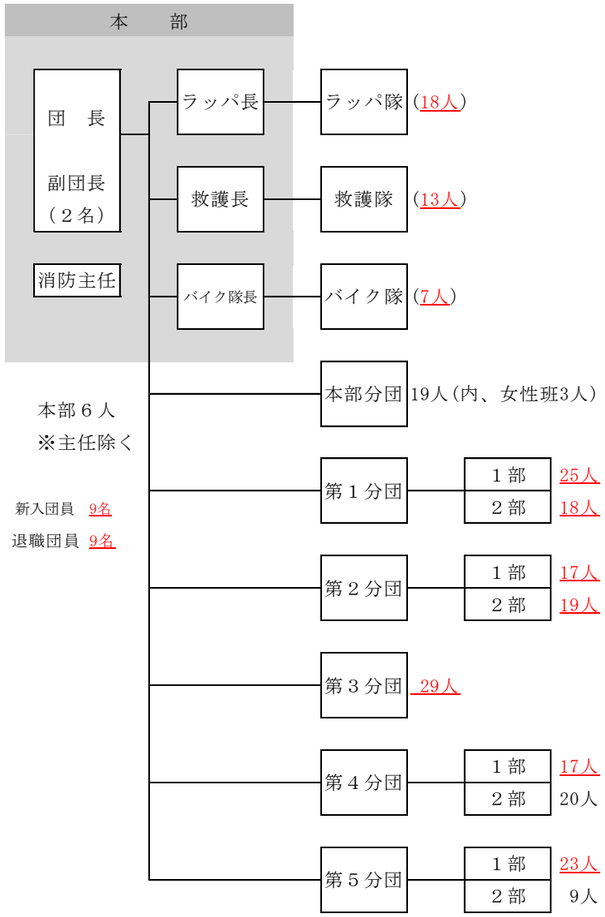

０７　消防・水防関係

資料 07-1　町の現有消防力
１　池田町消防団の組織概要

令和５年度　池田町消防団の組織概要

令和５年４月 11 日状況

団員数	条例定数	230 人
	実員数	202 人
性別	男性	199 人
	女性	3 人
就業形態	被雇用者	人
	自営業者	人
	家族従業者	人
	学生	人
（内訳）	大学生	人
	専門学校生	人
	その他	人
階級別	団長	1 人
	副団長	2 人
	分団長	10 人
	副分団長	6 人
	部長	12 人
	班長	32 人
	団員	139 人
ポンプ	ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ付積載車	12 台
	小型動力ポンプ	21 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載用無線機	18 台
	携帯用無線機	27 台
	簡易無線機	0 台
	トランシーバー	2 台
	無線受令機	1 台

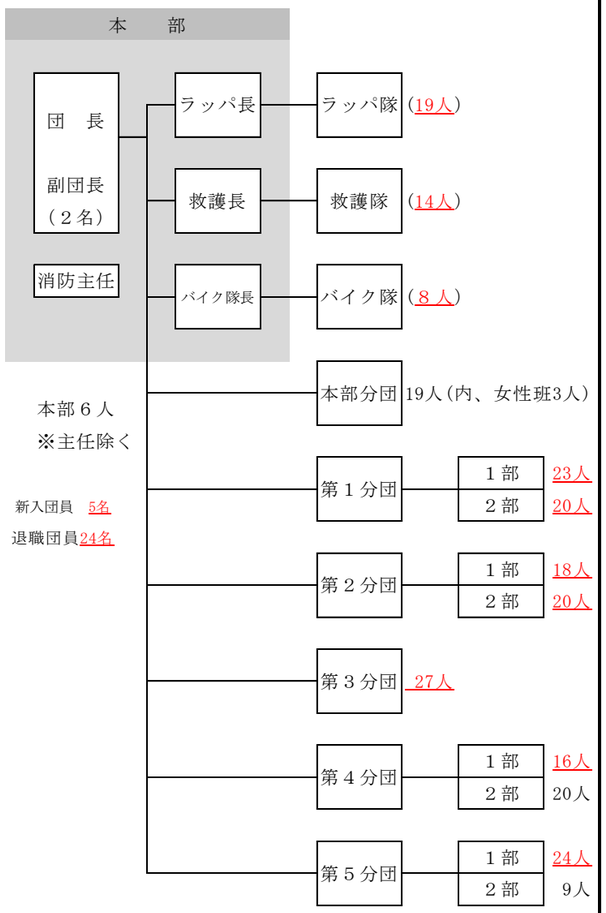

時点修正

4　北アルプス広域消防南部消防署の車両配備

（令和６年４月１日現在）

	車　　種	登録年月	備　　考
指　令　車	マツダ・プレマシー	H30.03	
タ ン ク 車	ミツビシ・ファイター	H14.12	A-2 級、水槽 1.5 t
多目的積載車	トヨタ・ハイエース	H07.11	B-3 級
査 察 広 報 車	ニッサン・ウイングロード	H26.09	
救 急 4 号 車	トヨタ・ハイメディック	R04.09	高規格
資機材搬送車	トヨタ・ダイナ	H25.10	

5　現有消防水利状況

（令和６年４月１日現在）

消　火　栓	公　　設		４５９
	私　　設		５
	計		４６４
防 火 水 槽	公　　設	２０㎥未満	３５
		２０㎥～４０㎥	３６
		４０㎥以上	３６
	私　　設	２０㎥未満	0
		２０㎥～４０㎥	0
		４０㎥以上	2
	計		１０９
そ　の　他	河　　川		1
	プ　ー　ル		4
	採　水　口		0
	計		5

4　北アルプス広域消防南部消防署の車両配備

（Ｒ４.３.31 現在）

	車　　種	登録年月	備　　考
指　令　車	マツダ・プレマシー	H30.03	
タ ン ク 車	ミツビシ・ファイター	H14.12	A-2 級、水槽 1.5 t
多目的積載車	トヨタ・ハイエース	H07.11	B-3 級
査 察 広 報 車	ニッサン・ウイングロード	H26.09	
救 急 4 号 車	トヨタ ハイメディック	H24.01	高規格
	（追加修正）		

5　現有消防水利状況

（Ｒ５.３.31 現在）

消　火　栓	公　　設		４５９
	私　　設		６
	計		４６５
防 火 水 槽	公　　設	２０㎥未満	３１
		２０㎥～４０㎥	３５
		４０㎥以上	３５
	私　　設	２０㎥未満	0
		２０㎥～４０㎥	0
		４０㎥以上	2
	計		１０３
そ　の　他	河　　川		1
	プ　ー　ル		4
	採　水　口		0
	計		5

時点修正

資料 07-2　池田町水防計画

第４章　警報・注意報等

第１節　警報・注意報等の種類

１．気象業務法に基づく警報・注意報等

（５）　警報・注意報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。

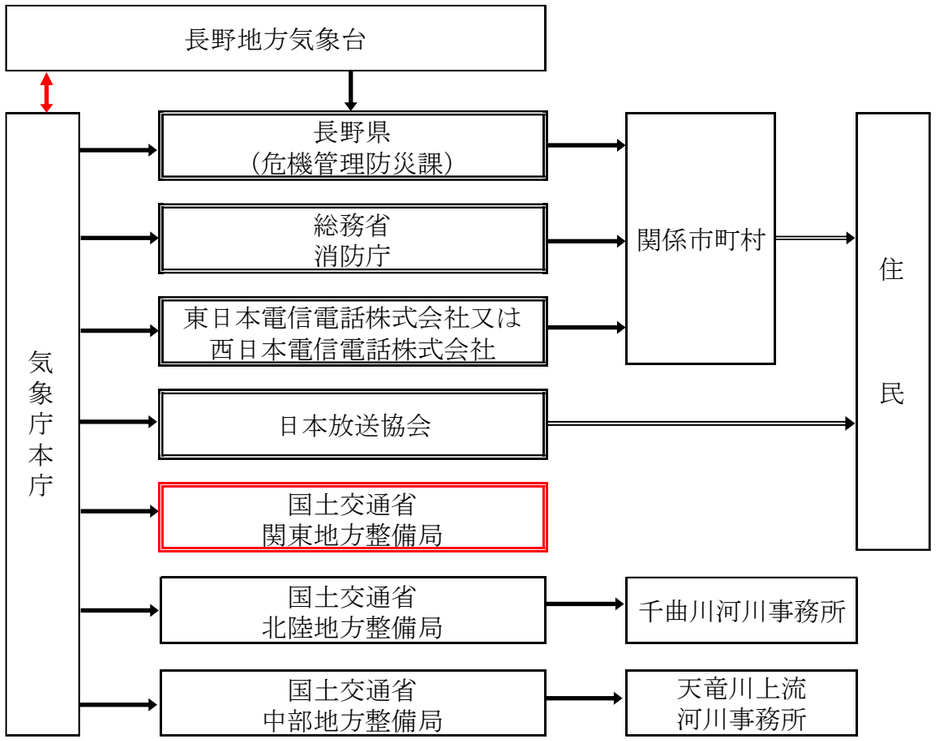

注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

資料 07-2　池田町水防計画

第４章　警報・注意報等

第１節　警報・注意報等の種類

１．気象業務法に基づく警報・注意報等

（５）　警報・注意報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。

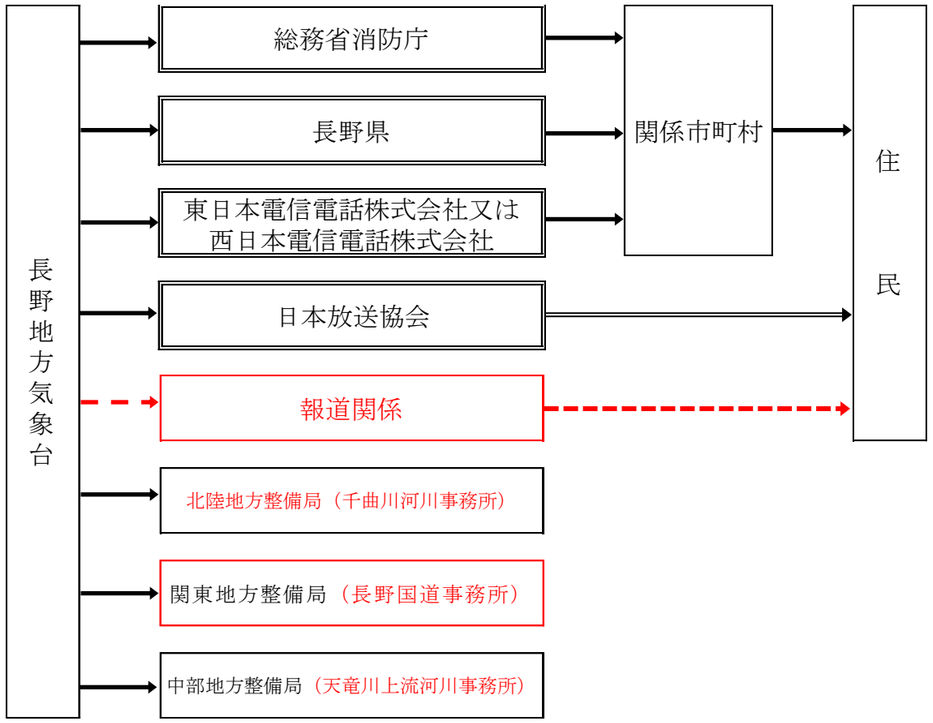

注 ――――は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

〰〰〰は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

――――は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。

┅┅┅は、オンライン配信による伝達を示す。

┈┈┈は、警報伝達システムによる伝達を示す。

-･-･-は、その他による伝達を示す

国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

第５章　水位等の観測

第１節　水位の観測

水位観測所

町域の水位観測所は、県が管理する観測所が２箇所あるほか、国が管理する観測所が２箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が２箇所ある。

所　　属	観測所名	河　川	所　在　地	はん濫注意水位(m)	備考
長野県大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高（高瀬下橋傍受）	1.5	テレメーター
長野県長野建設事務所	弘　崎	犀　川	長野市信州新町弘崎	5.0	自記テレメーター
国土交通省大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	－	自記テレメーター
国土交通省千曲川河川事務所	陸　郷	犀　川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー㈱	弘　崎	犀　川	長野市信州新町弘崎	－	自記
〃	平ダム	〃	生坂村大字東広津	－	自記テレメーター

第２節　雨量の観測

雨量観測所

町域の雨量観測所は、県が管理する観測所が３箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が２箇所、国が管理する観測所が２箇所、町が管理する観測所が５箇所ある。

所　　属	観測所名	河　川	所　在　地	備　考
長野県大町建設事務所	大　町	高瀬川	大町 1058-2(大町建設事務所)	テレメーター
〃	沓　掛	〃	大町市常盤字東原 3798-48	テレメーター
〃	広　津	犀　川	池田町大字広津 23201-1	テレメーター
気象台	大　町	農具川	大町大原町 5926-5（大原配水池）	有線ロボット気象計
〃	穂　高	穂高川	安曇野市穂高	〃
国土交通省松本砂防事務所	高　瀬	高瀬川	大町市大町 5032(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省大町ダム管理所	大町ダム	〃	大町市平ナロヲ大クボ 2112-71	〃
池田町	池田町役場	〃	池田町大字池田 3203-6	テレメーター
〃	池田町中島	〃	池田町大字会染 480	〃
〃	池田町滝沢	〃	池田町大字会染 3526	〃
〃	池田町陸郷	八代沢川	池田町大字陸郷 7446-2	〃

第５章　水位等の観測

第１節　水位の観測

水位観測所

町域の水位観測所は、県が管理する観測所が２箇所あるほか、国が管理する観測所が２箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が２箇所ある。

所　　属	観測所名	河　川	所　在　地	はん濫注意水位(m)	備考
長野県大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高	1.5	テレメーター
長野県長野建設事務所	弘　崎	犀　川	長野市信州新町弘崎	5.0	自記テレメーター
国土交通省大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	－	自記テレメーター
国土交通省千曲川河川事務所	陸　郷	犀　川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東京電力㈱	弘　崎	犀　川	長野市信州新町弘崎	－	自記
〃	平ダム	〃	生坂村大字東広津	－	自記テレメーター

第２節　雨量の観測

雨量観測所

町域の雨量観測所は、県が管理する観測所が３箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が２箇所、国が管理する観測所が２箇所、町が管理する観測所が５箇所ある。

所　　属	観測所名	河　川	所　在　地	備　考
長野県大町建設事務所	大　町	高瀬川	大町 1058-2(大町建設事務所)	テレメーター
〃	沓　掛	〃	大町市常盤東原 3798-48	テレメーター
〃	広　津	犀　川	池田町大字広津 23201-1	テレメーター
気象台	大　町	農具川	大町大原町 5926-5（大原配水池）	有線ロボット雨量計
〃	穂　高	穂高川	安曇野市穂高	〃
国土交通省松本砂防事務所	高　瀬	高瀬川	大町市大町 5032(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省大町ダム管理所	大町ダム	〃	大町市平ナロヲ大クボ 2112-71	〃
池田町	池　田	〃	池田町大字池田 3203-6(池田町役場)	テレメーター
〃	中　島	〃	池田町大字会染 480	〃
〃	滝　沢	〃	池田町大字会染 3526	〃
〃	陸　郷	八代沢川	池田町大字陸郷 7446-2	〃

国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

０８　緊急輸送関係

資料 08-1　緊急交通路指定予定路線

○警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	管轄警察署等	交通検問所
国道19号・19号長野南BP	岐阜県境（南木曽町）～国道18号西尾張部交差点（長野市）	木曽、塩尻、松本、 安曇野、大町、長野南、 長野中央	南木曽、高出

○その他幹線道路

路線名	区間(県内)	管轄警察署等	関連(隣接)県
国道１４７号	国道 19 号新橋交差点（松本市）～国道 148 号一中東交差点（大町市）	松本、安曇野、大町	
国道１４８号	国道 147 号一中東交差点（大町市）～ 新潟県境（小谷村）	大町	新潟県
白馬長野道路・主地長野大町線	国道 19 号安庭交差点（長野市）～国道 148 号南借馬交差点(大町市)	長野南、大町	
主地大町明科線	国道 147 号旭町交差点（大町市）～国道 19 号塔ノ原交差点（安曇野市）	大町、安曇野	

資料08-3　町有車両一覧表

令和６年４月１日現在

所管課	車名	緊急	自動車登録番号等		用途	取得年月（西暦）
総務課	ﾚｸｻｽ HS250H	○	松本　330	に　3203	普通乗用	2010. 2
	ﾊｲｴｰｽ	○	松本　300	て　1366	普通乗用	2003. 6
	ｽﾊﾞﾙｻﾝﾊﾞｰ	○	松本　480	ち　5152	四輪貨物	2012.10
	ﾄﾖﾀﾊｲｴｰｽGLﾜｺﾞﾝ	○	松本　301	す　8153	普通乗用	2019. 3
	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本　531	せ　3131	小型乗用	2009.10
	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本　530	て　3127	小型乗用	2009.10
	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ	○	松本　200	さ　1489	自家用乗合	2012.12
	ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ		池田町000	た　3	ブル・ドーザー	1995. 1

０８　緊急輸送関係

資料 08-1　緊急交通路交通規制対象予定道路

○警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	交通検問所	関連都県
国道１９号	岐阜県境～長野市Ｒ１８号交点	南木曽、高出	岐阜、愛知

○その他幹線道路

路線名	区間(県内)	関連都県
国道１４７号	松本市Ｒ１９号交点～大町市Ｒ１４８号交点	
主地大町明科線	大町市Ｒ１４７号交点～安曇野市Ｒ１９号交点	
主地長野大町線	長野市Ｒ１９号交点～大町市Ｒ１４８号交点	

資料08-3　町有車両一覧表

令和５年４月１日現在

所管課	車名	緊急	自動車登録番号等		用途	取得年月（西暦）
総務課	ﾚｸｻｽ HS250H	○	松本　330	に　3203	普通乗用	2010. 2
	ﾊｲｴｰｽ	○	松本　300	て　1366	普通乗用	2003. 6
	ｽﾊﾞﾙｻﾝﾊﾞｰ	○	松本　480	ち　5152	四輪貨物	2012. 10
	ﾄﾖﾀﾊｲｴｰｽGLﾜｺﾞﾝ	○	松本　301	す　8153	普通乗用	2019. 3
	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本　531	せ　3131	小型乗用	2009. 10
	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本　530	て　3127	小型乗用	2009. 10
	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ	○	松本　200	さ　1489	自家用乗合	2012. 12
	ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ		池田町000	た　3	ブル・ドーザー	1995. 1

国及び県の県地域防災計画に合わせて修正

時点修正

	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	○	松本 480	す 5507	四輪貨物	2016. 3
	ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ		池田町	た 6	その他小型特殊	2003.12
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ		松本 480	た 2943	四輪貨物	2019. 6
	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	○	松本 480	こ 1793	四輪貨物	2013. 7
	ﾄﾖﾀ ﾋﾟｸｼｽ	○	松本 480	せ 1529	四輪貨物	2016.12
住民課	ｽｽﾞｷ ｽｲﾌﾄ		松本 501	ふ 8810	小型乗用	2019. 1
	ﾐﾆｷｬﾌﾞ	○	松本 41	す 6330	四輪貨物	2003.11
健康福祉課	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR	○	松本 580	ほ 7146	四輪乗用	2016. 2
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｽﾛｰﾊﾟｰ		松本 880	あ 1222	特殊用途	2016. 3
	ﾊﾞﾓｽ		松本 50	に 7310	四輪乗用	2000. 1
	ﾀｳﾝﾎﾞｯｸｽ		松本 80	あ 1343	その他特種	2001. 3
	ﾎﾝﾀﾞﾃﾞｨｵ		池田町	た 50	原付	2001. 5
	ﾆｯｻﾝ ｾﾚﾅ		松本 500	ぬ 3202	小型乗用	2002.10
	ﾌｨｯﾄ	○	松本 501	せ 8586	小型乗用	2009. 7
	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰﾜｺﾞﾝ		松本 580	た 7323	四輪乗用	2010. 7
	ﾆｯｻﾝ ﾊﾞﾈｯﾄ	○	松本 501	つ 3451	小型乗用	2011. 9
	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR 2	○	松本 580	め 2023	四輪乗用	2017. 9
企業センター	ﾄﾖﾀ ﾗｲﾄｴｰｽ	○	松本 100	す 3004	普通貨物	2011. 7
	ｲｽｽﾞ	○	松本 100	す 4741	普通貨物	2014. 2
	ﾀﾞｲﾊﾂ	○	松本 480	す 8923	小型貨物	2016. 8
建設水道課	ｽﾊﾞﾙ ﾚｶﾞｼｰ	○	松本 300	む 8281	普通乗用	2013. 3
	ｴｸｽﾄﾚｲﾙ	○	松本 330	た 3130	普通乗用	2009.10
	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ(ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ)	○	松本 000	る 598	その他大型特殊	2014.10
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	た 3669	四輪貨物	2019. 7
	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘ	○	松本 480	そ 5177	四輪貨物	2018. 7
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾋﾟｯｸｱｯﾌﾟ	●	松本 480	て 6548	四輪貨物	2023. 9
振興課	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	さ 3517	四輪貨物	2014.10
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	つ 9764	四輪貨物	2022.10
教育会館	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本 530	た 1430	小型乗用	2009.10
	ﾄﾖﾀ ｳﾞｨｯﾂ	○	松本 501	て 7284	小型乗用	2012. 8
保育園	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾑｰﾌﾞ		松本 50	の 8425	四輪乗用	2001. 4

	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	○	松本 480	す 5507	四輪貨物	2016. 3
	ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ		池田町	た 6	その他小型特殊	2003. 12
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ		松本 480	た 2943	四輪貨物	2019. 6
	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	○	松本 480	こ 1793	四輪貨物	2013. 7
	ﾄﾖﾀ ﾋﾟｸｼｽ	○	松本 480	せ 1529	四輪貨物	2016. 12
住民課	ｽｽﾞｷ ｽｲﾌﾄ		松本 501	ふ 8810	小型乗用	2019. 1
	ﾐﾆｷｬﾌﾞ	○	松本 41	す 6330	四輪貨物	2003. 11
	ｲｽｽﾞ		松本 200	さ 1610	自家用乗合	2014. 10
健康福祉課	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR	○	松本 580	ほ 7146	四輪乗用	2016. 2
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｽﾛｰﾊﾟｰ		松本 880	あ 1222	特殊用途	2016. 3
	ﾊﾞﾓｽ		松本 50	に 7310	四輪乗用	2000. 1
	ﾀｳﾝﾎﾞｯｸｽ		松本 80	あ 1343	その他特種	2001. 3
	ﾎﾝﾀﾞﾃﾞｨｵ		池田町	た 50	原付	2001. 5
	ﾆｯｻﾝ ｾﾚﾅ		松本 500	ぬ 3202	小型乗用	2002. 10
	ﾌｨｯﾄ	○	松本 501	せ 8586	小型乗用	2009. 7
	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰﾜｺﾞﾝ		松本 580	た 7323	四輪乗用	2010. 7
	ﾆｯｻﾝ ﾊﾞﾈｯﾄ	○	松本 501	つ 3451	小型乗用	2011. 9
	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR 2	○	松本 580	め 2023	四輪乗用	2017. 9
企業センター	ﾄﾖﾀ ﾗｲﾄｴｰｽ	○	松本 100	す 3004	普通貨物	2011. 7
	ｲｽｽﾞ	○	松本 100	す 4741	普通貨物	2014. 2
	ﾀﾞｲﾊﾂ	○	松本 480	す 8923	小型貨物	2016. 8
建設水道課	ｽﾊﾞﾙ ﾚｶﾞｼｰ	○	松本 300	む 8281	普通乗用	2013. 3
	ｴｸｽﾄﾚｲﾙ	○	松本 330	た 3130	普通乗用	2009. 10
	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ(ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ)	○	松本 000	る 598	その他大型特殊	2014. 10
	ﾗﾌﾞﾌｫｰ	○	松本 59	そ 610	小型乗用	1998. 5
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	た 3669	四輪貨物	2019. 7
	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘ	○	松本 480	そ 5177	四輪貨物	2018. 7
振興課	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	さ 3517	四輪貨物	2014. 10
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	つ 9764	四輪貨物	2022. 10
教育会館	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本 530	た 1430	小型乗用	2009. 10
学校保育課	ﾄﾖﾀ ｳﾞｨｯﾂ	○	松本 501	て 7284	小型乗用	2012. 8

	ﾄﾖﾀ　ﾊﾟｯｿ	○	松本　501	ま　3230	四輪乗用	2020. 6
	ﾋﾉ		松本　200	は　216	自家用乗合	2014. 1
児童クラブ	ｽｽﾞｷ　MRﾜｺﾞﾝ		松本　581	か　3906	四輪乗用	2022. 1
クラフトパーク	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾀﾞﾝﾌﾟ	○	松本　480	え　1725	小型貨物	2007.10
	ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀｰ		池田	た　5	その他小型特殊	1998. 4
公民館	ﾄﾖﾀ ﾎﾟﾙﾃ	○	松本　501	す　2786	小型乗用	2008. 7
総体	ｽﾊﾞﾙ ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ	○	松本　480	い　1887	四輪貨物	2012.10
	ｼﾊﾞｳﾗｶﾞｰﾃﾞﾝﾄﾗｸﾀ			10012	その他小型特殊	2012. 5
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ		松本　480	さ　2596	四輪貨物	2014. 9
消防	ﾋﾉ ﾃﾞｭﾄﾛ		松本　830	つ　11	消防	2012.12
	ﾄﾖﾀ ｳｨｯｼｭ		松本　831	ゆ　119	消防	2008. 2
	ﾋﾉ6		松本　830	て　6	消防	2009.12
	ﾋﾉ12		松本　830	せ　12	消防	2009.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	な　21	消防	2015. 3
	ﾀﾞｲﾅ4-1		松本　800	さ　3707	消防	2001.12
	ｱﾄﾗｽ43		松本　830	さ　43	消防	2009.11
	ﾀﾞｲﾅ53		松本　830	さ　53	消防	2009.11
	ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ5-2		松本　800	さ　3708	消防	2001.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	せ　25	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	す　51	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	さ　42	消防	2015. 3
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　4105	軽二輪	2007. 9
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　4106	軽二輪	2007. 9
	ｱﾄﾗｽ22		松本　830	せ　22	消防	2009.11
	ﾀﾞｲﾅ31		松本　830	そ　31	消防	2009.11
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7415	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7412	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7413	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7414	軽二輪	2009.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ﾊﾝｻﾞｲｹ		松本　830	つ　24	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ｹﾐ		松本　830	と　33	消防	2015. 3

	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾑｰﾌﾞ		松本　50	の　8425	四輪乗用	2001. 4
	ﾄﾖﾀ　ﾊﾟｯｿ	○	松本　501	ま　3230	四輪乗用	2020. 6
	ﾋﾉ		松本　200	は　216	自家用乗合	2014. 1
児童クラブ	ｽｽﾞｷ　MRﾜｺﾞﾝ		松本　581	か　3906	四輪乗用	2022. 1
クラフトパーク	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾀﾞﾝﾌﾟ	○	松本　480	え　1725	小型貨物	2007.10
	ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀｰ		池田	た　5	その他小型特殊	1998. 4
公民館	ﾄﾖﾀ ﾎﾟﾙﾃ	○	松本　501	す　2786	小型乗用	2008. 7
総体	ｽﾊﾞﾙ ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ	○	松本　480	い　1887	四輪貨物	2012.10
	ｼﾊﾞｳﾗｶﾞｰﾃﾞﾝﾄﾗｸﾀ			10012	その他小型特殊	2012. 5
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ		松本　480	さ　2596	四輪貨物	2014. 9
消防	ﾋﾉ ﾃﾞｭﾄﾛ		松本　830	つ　11	消防	2012.12
	ﾄﾖﾀ ｳｨｯｼｭ		松本　831	ゆ　119	消防	2008. 2
	ﾋﾉ6		松本　830	て　6	消防	2009.12
	ﾋﾉ12		松本　830	せ　12	消防	2009.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	な　21	消防	2015. 3
	ﾀﾞｲﾅ4-1		松本　800	さ　3707	消防	2001.12
	ｱﾄﾗｽ43		松本　830	さ　43	消防	2009.11
	ﾀﾞｲﾅ53		松本　830	さ　53	消防	2009.11
	ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ5-2		松本　800	さ　3708	消防	2001.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	せ　25	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	す　51	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本　830	さ　42	消防	2015. 3
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　4105	軽二輪	2007. 9
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　4106	軽二輪	2007. 9
	ｱﾄﾗｽ22		松本　830	せ　22	消防	2009.11
	ﾀﾞｲﾅ31		松本　830	そ　31	消防	2009.11
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7415	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7412	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7413	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本　1	く　7414	軽二輪	2009.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ﾊﾝｻﾞｲｹ		松本　830	つ　24	消防	2015. 3

	ﾀﾞｲﾊﾂ		松本　883	あ　　32	消防	2016. 3
	ｽｽﾞｷ		松本　883	あ　　23	消防	2016. 5

※ ○は緊急通行車両の事前届出車両、●は緊急通行車両の確認済み車両

09　避難収容関係

指定緊急避難場所・指定避難所一覧
指定緊急避難場所一覧

地区名	指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由			
				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害
豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注1参照	○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○		○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
東町	東町公民館	池田 2113-5	-	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	-	○		-
二丁目	二丁目公民館(池田児童クラブ含む)	池田 3328	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○
三丁目	三丁目公民館	池田 4278-2	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
四丁目	四丁目ふれあいセンター	池田 1973-1	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
五丁目	五丁目基幹センター	池田 540-5	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○
堀の内	堀之内集落センター	池田 1139-2	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○

	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ｹﾐ		松本　830	と　　33	消防	2015. 3
	ﾀﾞｲﾊﾂ		松本　883	あ　　32	消防	2016. 3
	ｽｽﾞｷ		松本　883	あ　　23	消防	2016. 5

※ ○は緊急通行車両の事前届出車両

警察庁の新制度（災害発生前の確認を受けて、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けられる）による修正

09　避難収容関係

指定緊急避難場所・指定避難所一覧
指定緊急避難場所一覧

地区名	指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由			
				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害
豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注1参照	○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○		○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
東町	東町公民館	池田 2113-5	-	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	-	○		-
二丁目	二丁目公民館・池田児童クラブ	池田 3328	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○
三丁目	三丁目公民館	池田 4278-2	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
四丁目	四丁目ふれあいセンター	池田 1973-1	-	○	○		○
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○
五丁目	五丁目基幹センター	池田 540-5	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○
堀の内	堀之内集落センター	池田 1139-2	-	○	○		○
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○

従来の避難場所に池田児童クラブ、会染児童センターを加えたことによる修正

正科	正科集落センター	池田 67-1	-	○	○		○			正科	正科集落センター	池田 67-1	-	○	○		○	
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○				高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○	
中島	中島基幹センター	会染 1443	-	○	○		○			中島	中島基幹センター	会染 1443	-	○	○		○	
	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○				高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○		○	
半在家 法道	半在家集落センター	会染 1301-6	-	○	○		×			半在家 法道	半在家集落センター	会染 1301-6	-	○	○		×	
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○				池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○				農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○	
千本木台	千本木台みんなの家	会染 1112-29	-	○	○		×			千本木台	千本木台みんなの家	会染 1112-29	-	○	○		×	
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○				池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○				農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○	
相道寺	相道寺集落センター	会染 1568-2	-	○	○		×			相道寺	相道寺集落センター	会染 1568-2	-	○	○		×	
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○				池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○		○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○				農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○	
花見	花見集落センター	会染 2566-1	-	○	○		×			花見	花見集落センター	会染 2566-1	-	○	○		×	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○				農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○	
滝沢　田の入	滝沢集落センター	会染 3898-1	-	○	○		×			滝沢 田の入	滝沢集落センター	会染 3898-1	-	○	○		×	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
滝の台	滝の台コミュニティーセンター	会染 3240-57	-	○	○		×			滝の台	滝の台コミュニティーセンター	会染 3240-57	-	○	○		×	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
林中	林中公民館	会染 5509	-	○	×		○			林中	林中公民館	会染 5509	-	○	×		○	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
渋坂	渋坂公民館	会染 6969-44	-	○	○		×			渋坂	渋坂公民館	会染 6969-44	-	○	○		×	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
坂下	坂下農業生活改善施設	会染 6595-1	-	○	○		×			坂下	坂下農業生活改善施設	会染 6595-1	-	○	○		×	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
新屋敷 中木戸	渋中公民館	会染 8259-1	-	○	○		○			新屋敷 中木戸	渋中公民館	会染 8259-1	-	○	○		○	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	
渋南	渋南集落センター	会染 8661	-	○	○		○			渋南	渋南集落センター	会染 8661	-	○	○		○	
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○				会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	-	○		-				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	-	○		-	
内鎌	内鎌公民館	会染 10386-2	62-1167	○	×		○			内鎌	内鎌公民館	会染 10386-2	62-1167	○	×		○	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×				クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×	
	安曇養護学校	会染 6113-2	62-4920	○	×		○				安曇養護学校	会染 6113-2	62-4920	○	×		○	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	-	○		-				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	-	○		-	
和合	和合公民館	会染 5707-142	62-7901	○	×		○			和合	和合公民館	会染 5707-142	62-7901	○	×		○	
	会染小学校(会染児童センター含む)	会染 5663-1	62-2023	○	○		○				会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○		○	

十日市場	十日市場アグリカルチャーセンター	会染 11530	-	○	×	注1参照	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
高瀬橋南	高瀬橋南集落センター	会染 6124-178	-	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
鵜山	鵜山基幹センター	中鵜 2668	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
中之郷	中之郷集落センター	中鵜 567-1	62-1132	○	×		○
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
南台	南台コミュニティーセンター	中鵜 782-44	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
広津	広津交流センター	広津 4121	-	○	○		○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
陸郷	東山夢の郷コミュニティーセンター	陸郷 7446-2	-	○	○		×
	豊盛公民館	陸郷 10620	-	○	○		×
	会染小学校(会染児童センター含む)	池田 5663-1	62-2023	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
地区未指定	ザ・ビッグ信州池田店	会染 6442-9	62-6311	○	○		○
	ツルヤ池田店	池田 2855	85-8411	○	○		○
	アート梱包運輸株式会社	池田 2714	85-0830	○	○		○
	道の駅池田･池田町ハーブセンター	会染 6330-1	62-6200	○	○		○
	池田町交流センターかえで(注２)	池田 3336-1	62-2058	○	○		○

十日市場	十日市場アグリカルチャーセンター	会染 11530	-	○	×	注1参照	○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
高瀬橋南	高瀬橋南集落センター	会染 6124-178	-	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
鵜山	鵜山基幹センター	中鵜 2668	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
中之郷	中之郷集落センター	中鵜 567-1	62-1132	○	×		○
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
南台	南台コミュニティーセンター	中鵜 782-44	-	○	○		×
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×		○
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○		×
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○		-
広津	広津交流センター	広津 4121	-	○	○		○
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○
陸郷	東山夢の郷コミュニティーセンター	陸郷 7446-2	-	○	○		×
	豊盛公民館	陸郷 10620	-	○	○		×
	会染小学校	池田 5663-1	62-2023	○	○		○
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○		○
地区未指定	ザ・ビッグ信州池田店	会染 6442-9	62-6311	○	○		○
	ツルヤ池田店	池田 2855	85-8411	○	○		○
	アート梱包運輸株式会社	池田 2714	85-0830	○	○		○
	道の駅池田･池田町ハーブセンター	会染 6330-1	62-6200	○	○		○
	池田町交流センターかえで(注２)	池田 3336-1	62-2058	○	○		○

資料 09-2　福祉避難所一覧

施　設　名	所　在　地	電話番号	収容人員	災害事由			
				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害
特別養護老人ホーム高瀬荘	池田町大字池田 1942 番地 1	62-4181	10	○	○	注1参照	○
特別養護老人ホームライフ	池田町大字会染 1498 番地 1	61-1818	10	○	○		×
いけだデイサービスセンター高姫	池田町大字池田 2005 番地 1	61-5200	50	○	○		○
白樺の家　時計台ホール	池田町大字中鵜 3080 番地	62-6741	27	○	○		×
ワークセンターしらかば	池田町大字会染 6780 番地 1	62-8990	4	○	○		○
総合福祉センター やすらぎの郷	池田町大字池田 2005 番地 1	61-5000	60	○	○	○	○

注１　想定最大規模降雨で浸水が予想される時は、２階以上の階へ避難可能な池田小学校、高瀬中学校、会染小学校、多目的研修センター、アート梱包運輸㈱又は安全な親戚・知人宅やホテル・旅館へ立退き避難すること。

１０　食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 10-1
備蓄品一覧表

令和６年４月１日現在

防災倉庫

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	災害用マンホールトイレ	ＶＥ100Ｌｲｰｽﾄｱｲ	10 台	10 台
	ポータブルジョンⅡ	折りたたみ便座	２台	２台
	トイレ用テント		10 張	11 張
	ワンパーソンズテントⅡ	（トイレ用テント）	１張	
	スケットイレ用便座	5 台/箱	１箱+4 台	９台
	スケットイレ排便用収納袋	25 回×4 箱/梱包	９箱	900 回分
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｲﾚﾏｲﾊﾞｯｸ小処理ｾｯﾄ	20 回分/ﾊﾟｯｸ	20 ﾊﾟｯｸ	400 回分

資料 09-2　福祉避難所一覧

施　設　名	所　在　地	電話番号	収容人員	備　考
特別養護老人ホーム高瀬荘	池田町大字池田 1942 番地 1	62-4181	10	要介護者 障がい者
特別養護老人ホームライフ	池田町大字会染 1498 番地 1	61-1818	10	要介護者 障がい者
いけだデイサービスセンター高姫	池田町大字池田 2005 番地 1	61-5200	50	要介護者 障がい者
白樺の家　時計台ホール	池田町大字中鵜 3080 番地	62-6741	27	要介護者 障がい者
ワークセンターしらかば	池田町大字会染 6780 番地 1	62-8990	4	要介護者 障がい者
総合福祉センター やすらぎの郷	池田町大字池田 2005 番地 1	61-5000	60	要介護者 障がい者 妊産婦 乳幼児

時点修正

１０　食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 10-1
備蓄品一覧表

令和５年４月１日現在

防災倉庫

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	災害用マンホールトイレ	ＶＥ100Ｌｲｰｽﾄｱｲ	10 台	10 台
	ポータブルジョンⅡ	折りたたみ便座	２台	２台
	トイレ用テント		10 張	11 張
	ワンパーソンズテントⅡ	（トイレ用テント）	１張	
	スケットイレ用便座	5 台/1 箱	１箱+4 台	９台
	スケットイレ排便用収納袋	25 回/4 箱/1 箱	９箱	900 回分
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｲﾚﾏｲﾊﾞｯｸ小処理ｾｯﾄ	20 回分/1ｐ	20 ﾊﾟｯｸ	400 回分

		ラップポン	50 回/ﾊﾟｯｸ	65 個	3,250 回分
		ラップポン便座本体		３台	３台
		スチレット hario 寄贈	組み立て式トイレ	１台	１台
		ポイレット(hario)	30 枚入×６p/箱	31 箱	5,580 回分
		トイレットペーパー	48 入/箱	10 箱	480 本
			18 ﾛｰﾙ袋×6P/箱	７箱	756 本
		コードリール GE-30K	29m	５基	５基
	その他	テント自主防災会協議会	2×3 間	１張	１張
		イージーアップテント	3m×6m	５張	５張
		テント用加重		12 個	12 個
		ブルーシート	3.6×5.4m	29 枚	29 枚
		移動かまど		１台	１台
		ガス釜（５升）		１台	１台
		大型炊き出し器　まかないくん 大型鍋(平釜)付	ガス式	１台	１台
		浄水装置		１台	１台
		浄水装置カートリッジ	４本入/箱	３箱	12 本
		カセットガスコンロ	イワタニ CB-SS-50	11 台	11 台
		ハンドソープ(本体)	300ml	36 本/箱	36 本
		ハンドソープ(詰替用)	１ℓ	５本	５本
		ビブス	イエロー	50	170 枚
			オレンジ	50	
			ブルー	70	
		ペダル開閉式ごみ箱	ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
			ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
		踏み台(脚立)		２台	２台
		台車		２台	２台
		備蓄燃料モミガライト		20 缶	20 缶
		バケツ 8ℓ	喫煙所用等	５個	５個

		ラップポン	50 回/1ｐ	65 個	3,250 回分
		ラップポン便座本体	３台	３台	３台
		スチレット hario 寄贈	組み立て式トイレ	１台	１台
		ポイレット(hario)	30 枚入×６p/1 箱	32 箱	5,760 回分
		トイレットペーパー	48 入/１箱	10 箱	480 本
			18 ﾛｰﾙ/6 袋/1 箱	７箱	756 本
	その他	テント自主防災会協議会	2×3 間	１張	１張
		イージーアップテント	3m×6m	５張	５張
		テント用加重		12 個	12 個
		ブルーシート	3.6×5.4m	39 枚	39 枚
		移動かまど		１台	１台
		ガス釜（５升）		１台	１台
		大型炊き出し器まかないくん 大型鍋(平釜)付	ガス式	１台	１台
		浄水装置		１台	１台
		浄水装置カートリッジ	４本入/１箱	３箱	12 本
		カセットガスコンロ	イワタニ CB-SS-50	11 台	11 台
		ハンドソープ(本体)	300ml	36 本/1 箱	36 本
		ハンドソープ(詰替用)	１ℓ	５本	５本
		ビブス	イエロー	50	170 枚
			オレンジ	50	
			ブルー	70	
		ペダル開閉式ごみ箱	ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
			ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
		踏み台(脚立)		２台	２台
		台車		２台	２台
		備蓄燃料モミガライト		20 缶	20 缶
		バケツ 8ℓ	喫煙所用等	５個	５個

時点修正

やすらぎの郷

品名		型式等	個数	計
寝具	エアーベット(ｼﾝｸﾞﾙｻｲｽﾞ)H46	電動ポンプ内蔵	2台/箱×45	90台
	ﾜﾝﾀｯﾁﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ WT-140（ニード）	2.1×2.1m×H1.4	60張	60部屋

食品・飲料

令和６年４月１日現在

防災倉庫

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品	アルファ米 五目ごはん 50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）	50袋入/箱	800食
	アルファ米 ドライカレー50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）		900食
	アルファ米 きのこごはん 50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）		350食
	貝柱のおかゆ	30袋入/箱	1,740食
	缶入りソフトパン	24缶入/箱	2,832食
	レトルトパン	50袋入り	2,000食
長期保存可能な飲料	飲む温泉	1.5ℓ8本入	720本
		500㎖24本入	8,057本
	カムイワッカ麗水15年保存水	500㎖24本入	3,384本
	いろはす（水）	2ℓ（6本入）	60本

やすらぎの郷

品　名		形状	数量
長期保存可能な飲料	いろはす（水）	2ℓ（6本入）	60本

やすらぎの郷

品名		型式等	個数	計
寝具	エアーベット(ｼﾝｸﾞﾙｻｲｽﾞ)H46	電動ポンプ内蔵	2台/1箱×30	60台
	ﾜﾝﾀｯﾁﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ WT-140（ニード）	2.1×2.1m×H1.4	60張	60部屋

食品・飲料

令和５年４月１日現在

防災倉庫

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん 50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）		1,150食
	アルファ米 五目ごはん 50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）		850食
	アルファ米 ドライカレー50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）		900食
	アルファ米 きのこごはん 50袋入/1箱 （食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用）		900食
	貝柱のおかゆ		960食
	缶入りソフトパン		3,744食
	レトルトパン	50袋入り	1,000食
	飲む温泉	1.5ℓ　8本入	1,208本
		500㎖24本入	8,153本
	麗水15年保存水	500㎖24本入	2,040本

アート梱包運輸㈱

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/箱	500 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	480 本

多目的研修センター

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 五目ごはん	50 袋入/箱	50 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	24 本

高瀬中学校

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/箱	300 食
	カムイワッカ麗水 15 年保存水	500 ㎖ 24 本入	240 本

池田小学校

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/箱	300 食
	カムイワッカ麗水 15 年保存水	500 ㎖ 24 本入	216 本

会染小学校

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米　わかめごはん	50 袋入/箱	300 食
	カムイワッカ麗水 15 年保存水	500 ㎖ 24 本入	240 本

池田保育園

品　名		形状	数量
長期保存可能な飲料	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	48 本

アート梱包運輸㈱

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/1 箱	500 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	480 本

多目的研修センター

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 五目ごはん	50 袋入/1 箱	50 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	24 本

高瀬中学校

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/1 箱	300 食
	飲む温泉	1.5ℓ　8 本入	80 本

池田小学校

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/1 箱	300 食
	飲む温泉	1.5ℓ　8 本入	72 本

会染小学校

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米わかめごはん 50 袋入/1 箱	50 袋入/1 箱	300 食
	飲む温泉	1.5ℓ　8 本入	80 本

池田保育園

品　名		箱形状	計
長期保存可能な飲料	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	48 本

会染保育園

品　名		形状	数量
長期保存可能な飲料	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	48 本

広津交流センター

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米　きのこごはん	50 袋入/箱	50 食
	貝柱のおかゆ	30 袋入/箱	60 食
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	48 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	168 本

陸郷(東山夢の郷コミュニティ)

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	貝柱のおかゆ	50 食	50 食
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	24 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	24 本

陸郷(豊盛公民館)

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	貝柱のおかゆ	50 食	50 食
	缶入りソフトパン	24 缶入/箱	24 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	48 本

会染保育園

品　名		箱形状	計
長期保存可能な飲料	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	48 本

広津交流センター

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/1 箱	50 食
	缶入りソフトパン	24 缶入/1 箱	48 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	168 本

陸郷(東山夢の郷コミュニティ)

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/1 箱	50 食
	缶入りソフトパン	24 缶入/1 箱	24 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	24 本

陸郷(豊盛公民館)

品　名		箱形状	計
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 わかめごはん	50 袋入/1 箱	50 食
	缶入りソフトパン	24 缶入/1 箱	24 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	48 本

資料 12-3　　池田町上水道給水装置指定工事事業者名簿

令和６年４月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

事業者名	所在地	連絡先 平日	連絡先 休日等緊急時
(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)
(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	0261-62-5129
(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)
(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448
(有)水練	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721
信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	090-3143-4321
日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266
(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	0263-82-0271
(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)
(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008
(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360
(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	070-2643-8473
(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	0261-22-4885
(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	0261-22-3145
(有)ニーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)
ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	070-6510-7288(24h受付)
(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252
水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028
(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367
(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	0263-88-5706(転送あり)
佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320
朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	0261-62-5607
安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512
(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	090-8773-4088
(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498
(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	0263-58-2310
(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970
(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)
稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	090-1200-9731
(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)
(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299
(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770
小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	090-7213-7218
(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352
(有)三和テクノ	松本市寿豊丘276-1	0263-58-6033	090-1613-9425
(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147
(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)
スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)
北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	0261-85-2063(転送あり)
(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595
KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089
(株)エイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	080-6934-2167
遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-3083-1078
(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	026-213-4681
(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	0266-65-3388
ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	0263-88-5415

資料 12-3　　池田町上水道指定工事事業者名簿

令和５年４月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

事業者名	所在地	連絡先 平日	連絡先 休日等緊急時
(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)
(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	090-5412-1402
(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)
(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448
(有)水練	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721
信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	0261-23-3020
日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266
(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	0263-82-0271
(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)
(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008
(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360
(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	090-7725-0106
(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	0261-22-4885
(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	0261-22-3145
(有)ニーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)
ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	070-6510-7288(24h受付)
(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252
水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028
(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367
(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	0263-88-5706(転送あり)
佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320
朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	0261-62-5607
安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512
(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	090-8773-4088
(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498
(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	0263-58-2310
(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970
(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)
稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	090-1200-9731
(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)
(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299
(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770
小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	090-7213-7218
池田南会	松本市波田8296-15	0263-92-5715	090-1057-5000
(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352
(有)三和テクノ	松本市寿豊丘276-1	0263-58-6033	090-1613-9425
(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147
(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)
スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)
北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	0261-85-2063(転送あり)
(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595
KOBAYASHI設備	安曇野市有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089
(株)エイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	0263-34-2943
遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-7002-0036
(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	026-213-4681
(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	0266-65-3388
ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	0263-88-5415

時点修正

１３　下水道施設関係

資料 13-2　　池田町下水道排水設備指定工事店一覧

令和６年４月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

	工事店名	所在地	電話番号	給水指定工事店
池田町	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	○
	(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	○
	(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	○
	(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	○
	(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	○
	(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	○
	水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	○
	(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	○
	(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	○
	スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	○
松川村	(有)ニーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	○
	佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	○
	朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	○
	(株)平林工業	松川村4488	0261-62-7427	
大町市	(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	○
	日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	○
	(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	○
	(株)大八木建設	大町市大町5395-1	0261-22-1809	
	(株)相模組	大町市大町3052	0261-22-1800	
	信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	○
	(株)傳刀組	大町市平7840	0261-22-0312	
	(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	○
	(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	○
	(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	○
	小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	○
	北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	○
	光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	○
白馬村	(株)大北設備	白馬村神城11490	0261-75-2735	
	(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	○
松本市	ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	○
	稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	○
	(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	○
	(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	○
	(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	○
	(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	○
安曇野市	(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	○
	(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	○
	(有)丸山設備	安曇野市穂高6739-1	0263-81-0288	
	(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	○
	(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	○
	(株)シナノ	安曇野市穂高有明1702-9	0263-83-7553	
	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧727	0263-83-6565	
	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	○
	(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	○
	(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	○
	(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	○
	(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	○
	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	○
	(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	○
	KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	○
	(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	○
	ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	○
北信	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	○
南信	(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	○

１３　下水道施設関係

資料 13-2　　池田町下水道排水設備指定工事店一覧

令和５年４月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

	工事店名	所在地	電話番号	給水指定工事店
池田町	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	○
	(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	○
	(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	○
	(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	○
	(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	○
	(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	○
	水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	○
	(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	○
	(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	○
	スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	○
松川村	(有)ニーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	○
	佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	○
	朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	○
	(株)平林工業	松川村4488	0261-62-7427	
大町市	(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	○
	日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	○
	(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	○
	(株)大八木建設	大町市大町5395-1	0261-22-1809	
	(株)相模組	大町市大町3052	0261-22-1800	
	信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	○
	(株)傳刀組	大町市平7840	0261-22-0312	
	(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	○
	(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	○
	(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	○
	小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	○
	北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	○
	光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	○
白馬村	(株)大北設備	白馬村神城11490	0261-75-2735	
	(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	○
松本市	ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	○
	稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	○
	(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	○
	(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	○
	(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	○
	(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	○
安曇野市	(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	○
	(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	○
	(有)丸山設備	安曇野市穂高6739-1	0263-81-0288	
	(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	○
	(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	○
	(株)シナノ	安曇野市穂高有明1702-9	0263-83-7553	
	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧727	0263-83-6565	
	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	○
	(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	○
	(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	○
	(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	○
	(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	○
	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	○
	(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	○
	KOBAYASHI設備	安曇野市有明10481-20	0263-83-6340	○
	(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	○
	ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	○
北信	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	○
南信	(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	○

時点修正

１６　建築物被害・防災都市計画関係	１６　建築物被害・防災都市計画関係	
資料 16-7 災害時における相談業務に関する協定書 池田町（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。 （要請等） 第２条　甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。 ２　前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。 ３　乙は、第１項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。 （相談場所等の調整及び広報） 第３条　甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。 （被災者相談業務の実施等） 第４条　乙は、第２条第１項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。 ２　甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。 （報告） 第５条　乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。 （費用負担）	（新規）	令和６年２月６日協定締結

第６条　被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。
２　乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）
第７条　甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２０２５年（令和７年）３月３１日までとする。ただし、期間の満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

２０２４年（令和６年）　２月　６日

甲　長野県北安曇郡池田町大字池田３２０３番地６
池田町
池田町長　　甕　　聖　章

乙　長野市妻科４３２番地
長野県弁護士会
会　長　　山　岸　重　幸

２０　その他

資料 20-1　危険箇所等総括表　（令和３年３月 31 日現在）

区分			箇所数	
地すべり危険箇所（農政部）				4
地すべり危険箇所（建設部）				18
山地災害危険地	地すべり危険地区（林務部）			10
	山腹崩壊危険地区			14
	崩壊土砂流失危険地区			38
民有林林道における災害発生危険箇所				2
なだれ危険箇所（林務部）				0
雪崩危険箇所（建設部）			Ⅰ 0	0
			Ⅱ 0	
土砂崩壊危険箇所（農政部）				2
急傾斜地崩壊危険箇所			Ⅰ 16	51
			Ⅱ 23	
			Ⅲ 12	
土石流危険渓流			Ⅰ 31	31
			Ⅱ 0	
			Ⅲ 0	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	51	
		地すべり	28	
		急傾斜地の崩壊	176	
	土砂災害特別警戒区域	土石流	39	
		急傾斜地の崩壊	124	

注１　Ⅰ 保全人家５戸以上（５戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設あり）Ⅱ 保全人家１～４戸

Ⅲ 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

注２　「土砂災害警戒区域等」は、令和６年３月31日現在の数値である。

２０　その他

資料 20-1　危険箇所等総括表　（令和３年３月 31 日現在）

区分			箇所数	
地すべり危険箇所（農政部）				4
地すべり危険箇所（建設部）				18
山地災害危険地	地すべり危険地区（林務部）			10
	山腹崩壊危険地区			14
	崩壊土砂流失危険地区			38
民有林林道における災害発生危険箇所				2
なだれ危険箇所（林務部）				0
雪崩危険箇所（建設部）			Ⅰ 0	0
			Ⅱ 0	
土砂崩壊危険箇所（農政部）				2
急傾斜地崩壊危険箇所			Ⅰ 16	51
			Ⅱ 23	
			Ⅲ 12	
土石流危険渓流			Ⅰ 31	31
			Ⅱ 0	
			Ⅲ 0	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	51	
		地すべり	28	
		急傾斜地の崩壊	176	
	土砂災害特別警戒区域	土石流	37	
		急傾斜地の崩壊	124	

注１　Ⅰ 保全人家５戸以上である（５戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設がある）。

Ⅱ 保全人家１～４戸ある。

Ⅲ 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

注２　「土砂災害警戒区域等」は、令和３年３月31日現在の数値である。

注２による時点修正

資料 20-4　地すべり防止区域(林務部所管)　(令和３年４月１日現在)

No.	箇所名	面積(ha)	法指定年月	保全対象	
				人家	その他公共施設
73	楡室	61.00	S39. 7.21	13	神仏２、その他 26、道路 1,400m
74	寺間	75.60	S39. 7.21		神仏１、その他 11、道路 2,100m
76	田の入	11.37	S41. 4. 9		
78	南足沼	38.10	S41. 7. 4	28	道路 2,400m
81	正ノ田	26.53	S44. 3.31	12	その他 24 棟、道路 1,040m
86	中木沢	18.60	S45. 3.31		
※89	栗本	34.35	S45. 9. 7	14	神仏１、その他 35、道路 2,530m
93	栂の尾	36.06	S47. 7.13	8	その他 12、道路 1,470m
100	長久保沢	39.46	S48. 4. 9	3	道路 2,830m、
101	法道	56.25	S48. 4. 9	15	神仏２、その他２、道路 5,230m

（根拠）　地すべり等防止法第３条第１項

資料 20-4　地すべり防止区域(林務部所管)　(平成 25 年４月１日現在)

No.	箇所名	面積(ha)	法指定年月	保全対象	
				人家	その他公共施設
73	楡室	61.00	S39. 7.21	13	神仏２、その他 26、道路 500m
74	寺間	75.60	S39. 7.21		神仏１、その他 11、道路 2,100m
76	田の入	11.37	S41. 4. 9		
78	南足沼	38.10	S41. 7. 4	28	道路 2,400m
81	正ノ田	26.53	S44. 3.31	12	その他 24 棟、道路 1,040m
86	中木沢	18.60	S45. 3.31		
※89	栗本	34.35	S45. 9. 7	14	神仏１、その他 35、道路 2,530m
93	栂の尾	36.06	S47. 7.13	8	その他 12、道路 1,470m
100	長久保沢	39.46	S48. 4. 9	3	道路 2,830m、
101	法道	56.25	S48. 4. 9	15	神仏２、その他２、道路 5,230m

時点修正